

米軍基地関係特別委員会記録
＜第2号＞

平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）

平成27年10月14日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成27年10月14日 水曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後3時52分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 陳情平成24年第128号、同第129号の2、同第136号、同第168号、同第169号、同第171号の2、同第172号、同第173号、同第204号、陳情平成25年第20号、同第24号、同第25号の2、同第26号、同第27号、同第58号、同第62号、同第75号、同第76号、同第77号の2、同第78号、同第80号、同第81号、同第110号、同第124号、同第127号、同第128号、同第144号、同第150号、同第151号、陳情平成26年第4号、同第13号、同第16号、同第20号から同第22号まで、同第35号、同第48号、同第59号、同第78号、同第84号、同第85号の2、同第86号、同第87号、陳情第3号、第5号から第7号まで、第24号、第26号、第32号、第40号、第52号、第53号、第55号、第68号、第73号の2、第76号、第77号、第82号、第86号、第88号、第95号及び第96号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（6月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 3 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委員	長	新	垣	清	涼	君
副委員	長	又	吉	清	義	君
委員		照	屋	守	之	君
委員		仲	田	弘	毅	君
委員		仲	宗	根	悟	君
委員		新	里	米	吉	君
委員		玉	城	義	和	君
委員		吉	田	勝	廣	君
委員		嘉	陽	宗	儀	君
委員		當	間	盛	夫	君
委員		比	嘉	京	子	さん
委員		具	志	堅	徹	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	町田	優	君
基地	防災	統括	池田	竹州	君
基地	対策	課長	運天	修	君
環境部	環境	企画	古謝	隆	君
保健医療部	保健	衛生	国吉	秀樹	君
農林水産部	農漁	村基盤	玉城	肇	君
土木建築部	土木	整備	伊禮	年男	君
土木建築部	海岸	防災	赤崎	勉	君
警察本部	刑事	部長	知花	幸順	君
警察本部	交通	部長	渡真利	健良	君

○新垣清涼委員長 ただいまから米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

陳情平成24年第128号外62件、本委員会付議事件、軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る6月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部環境企画統括監、保健医療部保健衛生統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成24年第128号外62件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

町田優知事公室長。

○町田優知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願はゼロ件、陳情は継続が57件、新規が6件、合計63件となっております。

まず、継続審議となっております陳情57件につきまして、御説明いたします。

説明資料の7ページにございます、陳情平成24年第136号普天間飛行場の早期移設促進に関する陳情及び29ページにございます、陳情平成25年第26号の項目3につきましては、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認については、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会から「埋立承認手続には法律的な瑕疵が認められる」との報告を受けたところであり、当該報告も踏まえ平成27年10月13日に承認を取り消したところ。」を追記しております。

続きまして、説明資料の91ページをお開きください。

陳情平成26年第85号の2「キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の支障除去に係るより効果的な調査計画の策定等」を日本政府に要請することを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1につきまして、去る9月29日、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定―日米地位協定の環境補足協定が日米両政府間で締結され、両国は施設及び区域の日本国への返還に関連する現地調査を行う場合における立入手続を定め、及び維持することが盛り込まれました。

しかしながら、県が要望する「少なくとも返還3年前からの立入調査の実現」が盛り込まれておらず、また、事故時の立入申請に対しては、米軍が全ての妥当な配慮を払うことになっており、米軍の運用に左右されるなど充分とは言えない部分もあります。

県としましては、日米両政府に対し、引き続き沖縄の基地負担軽減及び環境保全対策の強化を要請していきたいと考えております。

その他、経過に伴う状況について追加し、下線に表示しておりますが、基本的な処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の124ページをお開きください。

陳情第77号相次ぐ米軍大型車両の小学校通学路への進入に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から3までにつきまして、県としては、米軍の訓練や移動に際しては、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えております。

沖縄防衛局によると、米海兵隊から、今後トリステーションまでのルートについて、全ての戦術車両、バス及び6名乗り以上の車両は、米海兵隊において決定した町道水釜大木線を通らないルートを通行するよう教育を徹底するとの連絡があったとのこととあります。

今後とも、関係機関に対し、県民に被害や不安を与えることがないように、隊員への教育の徹底を強く求めていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の126ページをお開きください。

陳情第82号ニライ消防本部読谷消防署敷地内への米軍車両の無断侵入に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から3までにつきまして、県としては、米軍の訓練や移動に際しては、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えております。

沖縄防衛局によると、米海兵隊から、4台の車両がトリステーションへ向かっていたところ、ゲートがある交差点を通り過ぎてしまったため、消防署で方向転換を行いトリステーションへと戻ったこと、また、今後このような事態を防ぐため、トリステーションまでの道順を再確認しているとの連絡があったとのこととあります。

今後とも、関係機関に対し県民に被害や不安を与えることがないように、隊員への教育の徹底を強く求めていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の128ページをお開きください。

陳情第86号相次ぐ米軍ヘリ墜落事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から4までにつきまして、県としては、航空機に関連する事故は、県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

平成27年8月12日に発生したMH60ヘリコプターの事故について、県は、翌13日、米軍や関係機関に対し、事故原因の究明と公表、再発防止措置を含む一層の安全管理の徹底等に万全を期すよう求めています。

また、事故原因についてはいまだ明らかにされていないため、県としては、引き続き事故原因の公表を求めてまいります。

今後とも、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、項目5につきまして、日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から50年以上が経過しており、安全保障を取り巻く環境や社会情勢の変化、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっていることから、県としては、日米両政府に対して、日米地位協定の抜本的な見直しを求めているところであります。

続きまして、説明資料の130ページをお開きください。

陳情第88号我が国の人権外交を尊重した施策と情報発信を沖縄県知事に求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

国連人権理事会では、国際的な人権保護や自治権拡大の視点も踏まえつつ、米軍基地から派生する人権や自己決定権の問題について、沖縄県の立場を訴えてまいりました。県としましては、日米安全保障体制の必要性は理解しております。

しかしながら、沖縄には戦後70年の長きにわたり広大な米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けております。

県としては、日米両政府に対し、県民の目に見える形で基地問題の解決が図られるよう累次にわたり求めてきたところであり、日米両政府は、地元の声に耳を傾け、沖縄の基地負担の軽減に真摯に取り組むべきであると考えております。

また、このような沖縄の米軍基地問題の解決を図るためには、日本政府への要請はもとより、広く外国のマスメディア、NGO等に沖縄の現状をお伝えすることによって国際世論の喚起を促すことが重要であると考えております。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。

県は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にしております。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認については、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会から、埋立承認手続には法律的な瑕疵が認められるとの報告を受けたところであり、当該報告も踏まえ、平成27年10月13日に承認を取り消したところです。

戦後70年間、過重な基地負担を背負う沖縄が危険性除去のためとはいえ、代替施設を考えなければならないというのは、大変理不尽であると考えております。

県としては、政府に対し、普天間飛行場の固定化を避け、県民の理解の得られない辺野古移設案を見直し、県外移設及び早期返還に取り組むよう求めています。

続きまして、説明資料の132ページをお開きください。

陳情第95号北部訓練場ヘリパッド建設に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目2から5までにつきましては、説明資料1ページにあります、陳情平成24年第128号に同じであります。

次に、項目6につきまして、協議内容については、協議後の知事による記者会見等を通して可能な限り県民に説明したところであります。

次に、項目7の米軍機飛行経路に係る部分につきましては、説明資料17ページにあります、陳情平成24年第173号の項目2の(2)及び(3)に同じであります。

次に、項目8につきましては、説明資料88ページにあります、陳情平成26年第78号に同じであります。

以上、知事公室の所管に係る陳情63件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

古謝隆環境企画統括監。

○古謝隆環境企画統括監 環境部関連の陳情につきまして御説明いたします。

環境部関連の陳情は新規2件、継続20件となっております。

初めに、継続20件中処理概要に変更のある1件について御説明いたします。

お手元の資料37ページをごらんください。

陳情平成25年第62号東村高江のヘリパッド予定地の自然環境立入調査に関する陳情につきましては、本年7月30日に事業者から当該事業に関する事後調査報告書が送付され、沖縄県環境影響評価審査会委員による現地調査を実施したことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を説明いたします。

資料132ページをごらんください。

陳情平成27年第95号北部訓練場ヘリパッド建設に関する陳情について御説明いたします。

1について、世界自然遺産登録の推薦に当たっては、1、自然遺産の登録基準（クライテリア）の一つ以上に該当すること。2、遺産となる地域の法的保護担保措置をとること。3、保護管理のための計画と体制を整備することなど、条件を満たす必要があります。

現在、環境省においては、国内法による法的保護担保措置として、ヤンバル地域の国立公園化に努めておりますが、米軍基地については、国立公園等の保護担保措置がとれないため、公園予定区域の範囲に含まれておりません。

県としては、北部訓練場が返還された場合は、環境省による国立公園化や林野庁による森林生態系保護地域の指定などを踏まえた上で、世界自然遺産登録の候補地になり得るものと考えております。

7（1）のうち、低周波音を含む騒音の実態調査を実施することについて、北部訓練場周辺における航空機騒音については、沖縄防衛局が平成23年3月に東村高江区内に2測定局、平成25年8月に宮城区内に1測定局の合計3局を設置し、常時測定を行っております。

沖縄防衛局による平成26年度の測定結果では、ヘリコプター着陸帯に最も近い高江区牛道集落内において、年間Ldenが40デシベル、年間最大ピークレベルが89.8デシベル、1日当たりの騒音発生回数が4.1回となっております。

低周波音を含む騒音測定調査については、着陸帯を米軍へ提供する国の責任において実施すべきと考えており、県としましては、沖縄防衛局に対して、今後も対応を強く求めてまいります。

次に、135ページをごらんください。

陳情第96号沖縄県が「西普天間住宅地区の石綿除去・廃棄における十分な飛散対策と情報公開」を日本政府に要請することを求める陳情について御説明いたします。

1、3、4、5、6、7及び8について、沖縄防衛局によると、西普天間住宅地区については、1950年代に住宅地として造成が開始され、1970年には住宅の建設が完了していたということであります。

平成27年5月22日のキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用に関する協議会において、同局は、建物のタイプ別に建物の部材である屋根材、天井、壁ボード類、給水配管及び空調配管などを調査した結果、全149棟のうち140棟で床タイルや床接着剤に非飛散性石綿が含まれていることが報告されました。

沖縄県としては、石綿関連の工事が大規模なものとなっていることから、周辺住民の不安解消を図るため、同協議会及び支障除去作業部会において説明会の実施や情報の公開を求めていきたいと考えております。

また、平成27年9月に、沖縄防衛局に対し、平成27年度中の解体等工事についても、周辺住民の健康に係る被害防止の観点から、先般改正した沖縄県生活環境保全条例（平成28年4月1日施行）に準じて作業を実施するよう要請を行ったところです。

今後、要請に基づく届け出がなされた場合には、同条例の作業基準に基づき、届け出の作業方法等を確認するとともに、適宜、立入調査を実施し、適正な処理を求めてまいります。

なお、廃棄物として処分された廃石綿等の量及び処理状況については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により確認していくこととしております。

2について、大気汚染防止法に基づく届け出がなされた場合については、同法の作業基準に基づき、届け出の作業方法等を確認するとともに、適宜、立入調査を実施し、適正な処理を求めてまいります。

あわせて、改正条例に準じて完了届出の提出についても求めてまいります。

以上、環境部に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、保健医療部保健衛生統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

国吉秀樹保健衛生統括監。

○国吉秀樹保健衛生統括監 保健医療部関連の陳情は、継続の陳情平成24年第129号の2及び陳情平成25年第25号の2の2件となっており、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 保健医療部保健衛生統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

伊禮年男土木整備統括監。

○伊禮年男土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続16件、新規1件、合計17件となっております。

まず、継続の陳情8件につきまして、処理概要に追加修正がありましたので、変更部分について御説明いたします。

資料の32ページをごらんください。

陳情平成25年第27号沖縄防衛局による公有水面埋立承認申請に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

3について、「しかしながら、平成27年7月16日に「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会」から、「承認手続には法律的な瑕疵が認められる」との報告を受け、その報告も踏まえ、平成27年10月13日に、埋立承認を取り消したところです。」と追記しております。

次に、同様の変更箇所について一括して御説明いたします。

資料の48ページ、陳情平成25年第78号の1(1)、(2)及び3(1)から(3)までについて、資料の57ページ、陳情平成25年第124号の1について、資料の59ページ、陳情平成25年第127号の2の埋立申請手続の内容審査に係る部分及び3の海砂採取によるジュゴンへの影響に係る部分について、資料の72ページ、陳情平成26年第13号の2段落目について、資料の81ページ、陳情平成26年第22号の1から4までについてを、陳情平成25年第27号と同様に、埋立承認を取り消したことについて追記しております。

次に、資料の93ページをごらんください。

陳情平成26年第86号名護市辺野古の設計概要変更承認申請書を不承認とする決議を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

2及び3について、「また、平成27年10月13日に、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認を取り消したことに伴い、設計概要の変更承認についても取り消したところです。」と追記しております。

次に、資料の117ページをごらんください。

陳情第68号辺野古埋立承認の取り消しまたは撤回に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

「なお、当該事業については、平成27年10月13日に埋立承認を取り消したところです。」と追記しております。

次に、新規に付託された陳情1件について御説明申し上げます。

資料の132ページ、陳情第95号北部訓練場ヘリパッド建設に関する陳情につきましては、先ほどの知事公室長が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、土木建築部の所管に係る陳情についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

玉城肇農漁村基盤統括監。

○玉城肇農漁村基盤統括監 農林水産部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

農林水産部所管の陳情は、継続11件となっております。

継続8件につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更部分について御説明いたします。

このうち、資料の32ページ、陳情平成25年第27号、資料の48ページ、陳情平成25年第78号、資料の59ページ、陳情平成25年第127号のうち2と3に係る部分、資料の72ページ、陳情平成26年第13号、資料の81ページ、陳情平成26年第22号、資料の93ページ、陳情平成26年第86号、資料の117ページ、陳情第68号の7件につきましては、処理概要に追加修正がございますが、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

資料の108ページをごらんください。

陳情第32号普天間飛行場代替施設建設事業に関連するボーリング調査と岩礁破碎許可に関する陳情につきまして、処理概要に追加修正がありましたので、変更部分について御説明いたします。

処理概要の2段落目の後に、「当初申請から、半年が経過しようとした8月10日、日米合同委員会での合意により立入調査が認められ、同月14日の現地実施協定を経て、8月31日から9月11日までに、のべ10日間の調査を実施致しました。」を追加し、3段落目の「当該行為に関する行政判断を行うためには、県自らが調査することにより、事実を確認する必要があるため、引き続き、在日合衆国軍隊に対して、立入許可を求めていくこととしており、当該調査の実施」から、「現在、当該調査で得られた資料を精査しているところであり、県としましては、今後、その結果」に変更しております。

その他、継続の陳情について処理概要の変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

以上、農林水産部の所管する陳情11件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 たくさんあるものですから端的に、適切に御答弁をお願いしたいと思います。32ページの陳情平成25年第27号です。沖縄防衛局による公有水面埋立申請に関する陳情で、平成27年10月13日に埋立承認を取り消したところであると書いてあります。それについて、関係はどうなるかではありますが、百条委員会では埋立承認に関しましては瑕疵はないと判断が出たわけです。百条委員会との関係は行政上どのようになりますか。

○伊禮年男土木整備統括監 百条委員会における証言当時、県関係者においては承認に瑕疵はないという認識で証言を行ったと考えております。ただその後、第三者委員会から報告を受けております。その中で、各分野の専門家が集まって検証した上で、県としては承認に瑕疵があると認識しているということで、

その後の状況の変化で県としても瑕疵があると認識しております。

○又吉清義委員 それが少し理解できないのですけれども、議会の機関である百条委員会では瑕疵がない、第三者委員会は県のちゃんとした機関ではないですよ。これは瑕疵があると。お互い五分五分だと思いますけれども、では、県議会の百条委員会よりも、ちゃんと設置された機関ではない第三者委員会が権威は上だと理解してよろしいわけですね。

○町田優知事公室長 第三者委員会が上とか下とかいうわけではなく、当時、百条委員会では土木建築部の考え方としてそのような答弁をしましたけれども、その後第三者委員会から報告書が出まして、それを県の内部でも精査した結果、法律的な瑕疵があるという結論が出たということでございます。

○又吉清義委員 ですから、百条委員会では法律的に瑕疵はないという結論が出たわけです。ということは、百条委員会ほうそつきだったと言ってよろしいわけですね。

○町田優知事公室長 百条委員会では、当時、土木建築部はそのような認識でお話をしたということでございますが、その後の時間の経過において第三者委員会の報告書が出まして、その精査をした結果、現在の結論としては瑕疵があるということに至ったということでございます。

○又吉清義委員 瑕疵があるというものは、百条委員会ではなく第三者委員会ですよ。ですから、百条委員会は正直に言って、第三者委員会のように瑕疵を見抜けなかったということは、私はそれなりの責任もあるのではないのかと聞いているのです。そしてもう一つ、当時百条委員会に出て証人喚問を受けた方、県職員で質疑を受けた方と今回の第三者委員会で質問を受けた方は同一の人物であるのかないのか、この辺はどのようになっていますか。

○伊禮年男土木整備統括監 百条委員会は土木建築部長が証人喚問を受けておりますけれども、第三者委員会は担当職員が受けたという状況になっております。

○又吉清義委員 土木建築部長の配下についている職員は全く違う職員と理解していいですか。同じ職員なのですか。

○伊禮年男土木整備統括監 土木建築部長の配下ですので、同じという形になります。

○又吉清義委員 まだ勉強不足でわかりませんので、それが理解できないのです。同じ職員で、百条委員会では瑕疵を見抜くことができなかった。県政がかわって第三者委員会になると瑕疵を見抜いたということは、県としてこれから、こういった公的機関よりは、必要であれば第三者委員会を設置してやるのが筋になるのかと思いますけれども、皆さんとしてはそういった方向性で今後あらゆる問題は進めていくのか。どのような方向性を持っていますか。

○伊禮年男土木整備統括監 先ほどから同じ答えなのですが、県としては承認当時、公有水面埋立法の審査基準に照らして審査をしたと認識して、百条委員会に臨んでおります。しかしながら、第三者委員会の報告を受けてこれを精査したところ、承認を取り消すべき瑕疵があるということになったと認識しております。またその中で、埋立承認願書につきましては、沖縄防衛局から提出されておりますけれども、その中で十分な説明がされていない箇所もありまして、図書に対する審査が専門的な立場である第三者委員会からの指摘を受けたということがありまして、結果的に承認に瑕疵があると判断したと考えております。

○又吉清義委員 その辺は少しわかりません。それではこの関係はどうなりますか。第三者委員会は瑕疵があると見抜くことができたという皆さんの説明なのかと思いますけれども、見抜けなかった百条委員会には責任があるのですか、ないのですか。県の予算をしっかりと使ってやったのですけれども、別に百条委員会は将来的に判断がどうなるかが、県の予算を使った百条委員会の責任もないと理解してよろしいわけですね。

○町田優知事公室長 委員は、第三者委員会と百条委員会を比較して御質疑されていますけれども、百条委員会とは当然のごとく議会の皆様方が設けている場でございますので、そこは議員の皆様方がその中で調査をする、御質疑をするということになります。第三者委員会はあくまで県の委託を受けまして、今回の承認取り消しに至った経緯について検討されて、その中身を報告したということでございまして、両者を比較するということが、そもそも比較するものではないかと思えます。

○又吉清義委員 私はこれは理解できないものですから、やはり百条委員会の意見を、やはりしっかりと報告することによって、それなりに大事なポイントかと思っております。今、百条委員会の意見は全く関係ないのだと。あれはあれなのだ。また別の団体ができたら、また皆さんが—この辺のところとうまく理解できないものですから、こういった関係はどうなるのですかと聞いているのです。どちらがいいかは私もわかりません。ですから、せっかく百条委員会が判断をした、納得がいかなければ、全く別の団体が出てきたら、では我々は何だったのかということがいまいち見えないものですから、非常に疑問に思っているわけでございます。ですから、答えが一緒であれば構いませんけれども、答えが違う場合はどういう取り扱いをするのか。今後の県政運営にとっても大事なポイントだと思っておりますので、理解できないものですから、わからないものですから、後日でも詳しく説明していただきたいと思っております。

次に、128ページ、陳情第86号。県の調査事項を聞いてみたいのです。相次ぐ米軍ヘリ墜落事故に関する陳情。とにかく事故はあってはならないものですから、これは十分理解しております。そこでもう一つだけ。例えば皆さんの回答で、県としては航空機に関連する事故は、県民に大きな不安を与え、一步間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものとなっているということで、引き続き事故原因の公表を求めてまいりますと書いております。筋だと思っております。もう一つ気になるのは、民間航空機の事故に関しては、それは見たことないものですから、最近あった栗国空港での事故に関しても、しっかり公表を求めていると理解してよろしいですよ。航空機に関する事故と書いてありますので、民間航空機も航空機ですので、そういうものもちゃんと求めるべきだと思いますけれども、しっかり求めているか教えてください。

○町田優知事公室長 栗国空港の事故につきましては、企画部で所管しておりますので、そこで適切に対応しているかと思っております。

○又吉清義委員 ぜひ県でもしっかりとやってもらいたいです。相手任せにするのではなく、同じように大事なことです。私はそれをやっていただきたいということだけです。ですから、一市民から民間はどうなっているのかと言われたら、私も答えようがないものですから、それであえて聞いている次第です。

次です。135ページ、陳情第96号についてですけれども、これに関しては約1年前にもこの方から同じような趣旨で出ていますが、この回答の仕方を見た

ら少し弱いなど私は思いますけれども、これをあえて聞いてみます。1年前からこういう陳情が出ているにもかかわらず、求めていきたいと考えておりますとか、要請を行うところでありましてとか、適正な処理を求めてまいりますとか、産業廃棄物管理表（マニフェスト）等により確認していくこととしておりますとなっておりますけれども、まだそのレベルなのですかと聞きたいのです。これでは県民に不安を与えますよ。まだその程度ですか。1年前からこれと同じものが出ていますけれども、それについてはまだその程度のレベルなのですか。

○古謝隆環境企画統括監 陳情者が述べていることは、大規模な解体工事等を行う中で適切に処理がなされるのかどうか、情報公開はどうかという懸念から出てきているかと思えます。沖縄防衛局に確認したりあるいは協議会の中で出てきたお話を少し申し上げますと、全部で建物が149棟ございますけれども、沖縄防衛局は149棟全てを見て回って、建物をタイプ別に分けて建材の一部をサンプリングした上で、140棟に床材や床接着剤に非飛散性の石綿が含まれているということが確認されております。これがはっきりしたことでございまして、149棟のうち140棟で非飛散性の石綿が含まれていることについては、協議会の中でも御説明されているところです。もう一つ、その後の対応はどうなるのかといいますと、非飛散性の石綿ですので、この前改正を行いました沖縄県生活環境保全条例に基づいて、非飛散性の石綿については条例に準じて対応していただきたいということを申し入れておりますので、沖縄防衛局から届け出等がなされた場合には、適切にその内容を確認して、逐次立入調査を行って、アスベストが廃棄された場合にはマニフェストでもって確認をしたり、あるいは条例に基づいて完了報告書を出してもらってその中身を確認して、適正に処理がなされたかどうかをこれからしっかりと対応していこうということで、これからの対応の部分もありますので、求めてまいりますとか、確認してまいりますという表現になっております。

○又吉清義委員 そうではなくもっと積極的に。今の説明を聞くと皆さんは全く現地を調査したこともない、沖縄防衛局にどうなっているのか聞いたこともない。そして宜野湾市にもどうなっているか聞いたことがない。そして、実際には5者連絡協議会があるわけですね。会議も行われました。ここで今後どのように進むか、その情報も把握しておられない。それでいいのですかと言いたいのです。要するに、5者連絡協議会の中で、例えば内閣府、国、県、市、地主会がどのように話を進めていて、今後取り組んでいくかということ、今言ったことは全部当たっております。その中で、来月こういったものを地権者、住

民、市民の不安を取り除くために説明会も段取りして、マニュアルもつくっていると。そして、12月からは着工もすると。そこまで進んでいるのに、なぜ皆さんはこういうことを把握しきれないのかが悲しいと言っているのです。もう少し積極的にやってください。これを見たら何もしていないみたいではありませんか。皆さんは勉強不足ですよ、もっとしっかりしてもらえませんか。いずれにせよ、それでいいのですか。こういうことをするから市民、県民に不安を与えるのです。そして、沖縄県内でのアスベストの処理を皆さんは本当に見たことないのですか。県はアスベストの処理を何件させてきましたか。マニュアル等検索の段階ではありませんよ。しっかりとアスベストの処理はこうする、密閉型・完全密閉型、飛散性・非飛散性はこうするということは、しっかりとあるのです。そういうものをしっかりやらないと不安を与えるということで、あえて厳しい質疑をしているのです。もう少ししっかりしてもらえませんか。こういった流れがあるのは、正直言って知らないのですか。

○古謝隆環境企画統括監 建物の数も149棟ございまして、出てくるアスベストについても非常に懸念があるところとございすけれども、県としましても当該施設の中には立入調査などを既に行っているところとす。沖縄防衛局から149棟のうち140棟というお話がございましたので、ことしの9月10日には中部保健所と本庁の環境保全課で現場を確認しまして、149棟の中から無作為に7棟を抽出しまして、どのように確認されているかどうか我々も確認したところとす。その結果、ボイラー室、浴室、台所等での断熱材は確認されませんでした。床材、壁材の一部については適宜切り取られて分析に回されているということも確認しております。あと、アスベストが適正に処理されているかどうかということとございすけれども、非飛散性のアスベストについては、県内の産業廃棄物最終処分場に搬入され処分されたりしますが、処分場につきましては産業廃棄物の監視計画などを県で定めておりまして、産業廃棄物最終処分場については月1回、年12回は監視へ行くようになっておりますので、アスベストの処理方法などについても適宜確認して、適正に処理されているかどうかの確認は行っております。

○又吉清義委員 ぜひ皆さんは、これまでしっかりとやってきたのだから、積極的にここまで進んでいます、心配しないでくださいと明確にちゃんと答弁すべきとす。今これを見たら、何もやっていない。前から陳情が出ていて、皆さんは何をしているのかと。まるで生まれて初めてアスベストの飛散性と非飛散性について取り扱うような書き方をするよりは、これからアスベスト関係一

復帰以前の建物も沖縄県にはどれだけ多く、いまだにあるのだから。何回でも言いますけれども、2年前に我如古でも大きな建物もしっかりと壊しましたから、全然心配ないです。そのぐらい日本の技術は進んでいるし、沖縄県の技術も進んでいる、沖縄県の業者は優秀です。これからすると、どうも沖縄県の業者はできないのではないかとしかありません。県としてもそのぐらいしっかりとやっていますと言ってください。答弁を聞いていたら、自信なさそうにやるものですから、ぜひ不安を与えないように、大丈夫ですというぐらいの、しっかりした答弁をしていただきたいということをぜひお願いいたします。

あと1つ、109ページをお願いします。陳情第32号ボーリング調査と岩礁破砕許可に関する陳情で、皆さんの処理概要に、「当初申請から半年が経過しようとした8月10日、日米合同委員会の合意により立入調査が認められ、同月14日の現地実施協定を経て、8月31日から9月11日までに、のべ10日間の調査を実施致しました。」となっております。これは調査もして間違いのないと思いますが、これがきょう現在で1カ月になろうとしておりますけれども、皆さんはまだ結果がどうなっているのかも出し切れないほどの仕事の仕方なのですか。結果は出ているかと思いますが。

○玉城肇農漁村基盤統括監 委員がおっしゃるように、8月31日から9月11日までに調査は完了しました。その後、調査の報告内容が1700枚にわたる写真、あるいは50分にわたるビデオ撮影など膨大な資料がございますので、それについてまずは受注した業者がその報告書を取りまとめて、その報告書に基づいて我々県で写真あるいはビデオ等も十分にチェックをしているところでございます。またその後、当然それが取り消しの対象になるのかどうかも含めて、そういったことも専門家の方々と調整をしながら、判断していきたいという状況でございます。

○又吉清義委員 では、その調査の結果は皆さんに届いたと理解してよろしいのですね。

○玉城肇農漁村基盤統括監 調査の内容について、受注した業者がそれを判断することではございませんので、あくまでも潜水調査等をした結果等についての報告は既になされているということでございます。

○又吉清義委員 私たちもどういった中身になっているのか少しわかりません。結果等報告したものという余り自信のない表現ですけれども、そういった

報告を受けた資料は私たちもいただくことはできますか。

○玉城肇農漁村基盤統括監 日米地位協定、そして現地実施協定に基づいて、調査で得た資料については基本的には米軍に提出して、それを公表していいかという確認をもらった上で、公表に至るということですので、今、米軍で確認中ということですので、まだ現時点では外部に公表することは差し控えさせていただきます。

○又吉清義委員 最後に、米軍の許可をもって提出できるのであればいつぐらいをめどにしてできますか。

○玉城肇農漁村基盤統括監 これは今、米軍がチェック中ということですので明確な日にちはお答えできませんけれども、10月下旬から11月にかけて出てくるのではないかと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 7ページの陳情平成24年第136号、普天間飛行場の早期移設促進に関する陳情。先ほど大幅に変更があって処理概要の説明がありましたけれども、まずはその内容についてお願いをしたいと思います。普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認については、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会から、埋立承認手続には法律的な瑕疵が認められるとの報告を受けたところであり、これを踏まえ承認を取り消したということになっていますが、この第三者委員会はどのような責任を持つ委員会ですか。

○町田優知事公室長 第三者委員会を設置するに当たって、要綱を定めております。その要綱の中で、設置目的が第1条に書いてございますけれども、それを読み上げますと、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関し、法律的な瑕疵の有無を検証するため第三者委員会を設置するということございまして、法律的な瑕疵の有無を検証するというのがこの目的でございます。

○照屋守之委員 瑕疵の有無を検証するということになりますけれども、この委員の責任はどうなのですか。その検証結果に対する責任は、誰がどのように

チェックをして、これが妥当であったかどうかは誰が判断するのですか。

○町田優知事公室長 この委員会は、法律的な瑕疵の有無について検証して、委員会の意見を知事に報告するということが任務でございますので、委員会は知事に報告するまでがその役割ということでございます。

○照屋守之委員 この処理概要にもありますけれども、当該報告を踏まえて承認を取り消すという知事の意味決定に相当な影響を及ぼす委員会ですね。そういう方々がやったものについてどう判断するかは、県知事はその言うとおりにやる。このような責任や権限のない委員会の判断で知事が意思決定をすることはおかしくありませんか。第三者委員会の瑕疵があるなしのものが、本当にそうなのかということをチェックをするさらなる第三者の委員会が必要なわけではありませんか。これは何が当たっているのか。知事がそれだけ信頼して埋立承認を取り消すなんていうことは、沖縄県行政にとって大変な失態ではありませんか。委員会の委員が、それについて全責任を負って何らかの報告、それから知事が意思決定するものについて責任を負うという立場があればいいですけども、何の責任もない、ただ自分たちは報告をしっ放し。ところが知事は、その判断で埋立承認を取り消す。これは行政行為としては大変なことです。おかしくありませんか。今の翁長県政では、誰だって知事に対して無責任にああだこうだと言って、知事はそれを受けて知事の決定がなされるということなのですか。

○町田優知事公室長 私ども第三者委員会の結果報告を受けて、その内容を県庁内部で精査しております。さらに意見聴取手続、聴聞手続を経て、その結果も踏まえて、全てをまろもろ勘案して、昨日知事が承認取り消しが相当であると判断した結果、取り消したということでございます。

○照屋守之委員 この第三者委員会は公正・公平な委員会ではないですね。以前、県議会でも問題になりましたように辺野古の反対派の現場で、必ず瑕疵を見つけてそれ是对応しなければならぬという方が委員になりましたね。第三者委員会の検証結果が終わった後に名護市で大会があって、その方が第三者委員会の内容を報告していますね。こういう方々が委員になって、県の予算を使って検証結果を報告して。もう一つあります。第三者委員会が始まって間もなく県議会に委員が来て、与党議員と調整をしていたという場面もあります。ですから、こういうことも含めて考えていくと、この第三者委員会そのもののあ

りようが、県民から見ても公正・公平ではないのです。そういう方々がやった検証結果によって、県知事的意思決定が行われるというこの第三者委員会そのもののありよう一やはり公正・公平で県から予算を活用して、本当に信頼し得る委員会という形で執行部は考えているのですか。

○町田優知事公室長 委員の方が個人の立場でさまざまな場面で個人のお考えを述べるということはあるかと思えますけれども、この第三者委員会に関しては、あくまで客観的、公正な立場でこの内容を検証していただくという方向でお願いしておりまして、そのとおりに委員の方々も任務を果たしていただいたと理解しております。

○照屋守之委員 そういうところが、県の行政としてあるまじき行為であり、私は県の予算を使うべきではないという判断です。私はこういうものをやるのであれば、辺野古基金でやるべきです。きちんと知事にそういう形で伺いを立てる、辺野古基金はそういう形で移設をとめるという組織ですからそれでいいと思えますけれども、ただ解せないのは、公正・公平と言いながら、県の予算を使う。今、知事公室長は個人でどういう形でやろうが、第三者委員会には支障はないと言う。通常であればそういう方々は賛成する側にも反対する側にもくみしないのです。これが公正・公平です。客観的に県がやったものを検証するという立場がまさに公正・公平で、県から予算を投じてもいいということです。ですから、県の予算は返して、先ほど言ったように辺野古基金から活用すべきではありませんか、いかがですか。

○町田優知事公室長 今回は、あくまで県として第三者委員会に法律的な瑕疵の有無の検証をお願いしたところですので、県の予算を使うことが相当であろうと考えております。

○照屋守之委員 これは平成25年3月あたりに、国から埋立承認許可申請が出されて、正式に県が受理して、そこから県の土木建築部を中心に9カ月かけてチェックが始まったのです。これは埋立承認基準に適合するかしらないか、そういうところが県職員のチェックポイントだと思っておりますけれども、この点についていかがですか。

○伊禮年男土木整備統括監 もちろん、公有水面埋立法また審査基準に適合するというので、当時は承認をしたということで判断しております。

○照屋守之委員　ですから、9カ月かけて県の職員は埋立承認基準に適合したという判断をしたわけです。それを踏まえて県知事が承認となりますけれども、これはうがった見方をすると、9カ月かけて県の職員はプロとしてやったということについて、新しい知事がその部分は信頼できなくて、その判断を第三者委員会に委ねたという見方もできて、私は職員からすると、上司に対して物は言いにくいかもしれませんが、自分たちがやってきた部分について、第三者がそういう形で意思決定が覆ってきたことを見ていくと、やはり行政のありようといいますか、リーダーとしてのありようも含めて、非常に難しいと思うのです。ですから、ここは県の職員が9カ月かけてきた部分と、第三者委員会がやった検証結果は、県庁の中でどのようにすり合わせをするのですか。非常に難しいと思います、いかがですか。

○町田優知事公室長　第三者委員会からの報告が7月に出ております。その結果を受けて、県庁内部でもその内容についてきちんと精査をしております。したがって、私ども第三者委員会の報告をそのままのみにはしてではなく、あくまで県の判断として、その内容の相当な部分を採用して、昨日の取り消しに至ったということでございます。

○照屋守之委員　埋立承認申請が出されたのが平成25年3月ですね。それから9カ月かけて審査しますけれども、この間に、県から国に対して書類の不備がある、何があるとかという訂正といったやりとりをやっていきますよね。その説明をお願いできませんか。何回やって、どういう内容であったのか。

○伊禮年男土木整備統括監　4次にわたる質問をしまして、項目としては187項目の質問をしております。

○照屋守之委員　もう少し具体的にお願ひできませんか。何月何日にどういうことというように。

○赤崎勉海岸防災課長　平成25年10月4日に1次質問をしております。それから沖縄防衛局からは10月25日に回答が来まして、11月8日に2次質問を行っております。それから11月20日に沖縄防衛局から2次の回答が来ていると。それから12月4日に3次質問、12月12日に4次質問をしております。質問内容については、土木的な面積それから飛行場施設の用地面積とかその諸元等を質問し

ておりまして、環境部については外来生物等の防止等に係る対策の具体的な内容について質問を行っている状況です。

○照屋守之委員 つまり、国は公有水面埋立法に基づいてさまざまな書類をつくって、県に申請として出す。これは国の責任で果たすわけですよね。県は、その申請書類を預かって、今みたいな形で一つ一つチェックをして、不備やおかしいところがあれば、国に対してまた質問をしてその回答をもらう。それが4回、187項目にわたるやりとりが行われて、最終的に承認基準に適合したという理解でいいのですか。

○伊禮年男土木整備統括監 そのとおりでございます。

○照屋守之委員 そのときに、恐らくさまざまな観点から公有水面埋立法にのっとった形で環境も含めて県はチェックすると思うのです。今、指摘をされている法律的な瑕疵がある云々も含めて、本来は県のチェックの中でやるべきことであったと思っていますけれども、いかがですか。

○伊禮年男土木整備統括監 埋立承認の審査当時は、願書の中で具体的な内容の説明がないもの、また具体的に検討されていないものがある中で、事業者では事業実施前に専門家の意見を聞いて、具体的な内容を検討するという一方で、その中でその当時は、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置が講じられるということで適合していると判断した経緯があります。審査の中で、願書に十分な説明がないものもありまして、当時の審査内容が第三者委員会からすると考慮が足りなかったのではないかという指摘を受けております。

○照屋守之委員 第三者委員会が法的な瑕疵を指摘したということは、県が9カ月にわたってやるべきことができている分を第三者委員会から指摘されていることだろうと思うのです。そうではありませんか。本来は、県が9カ月かけてやっているときに、その辺も含めて4回も質問を出してあるいはやりとりをしているわけですから、その中でそういうことをやっていれば、第三者委員会からチェックされる必要はないわけでしょう。ですから、本来は県がやるべき行為であったのではないかと、いかがですか。

○伊禮年男土木整備統括監 審査当時については、先ほどから申しておりますけれども、公有水面埋立法また県の審査基準に基づいて審査をしていると認識

しております。

○照屋守之委員 ですから、第三者委員会の検証結果は法的な瑕疵になっておりますけれども、本来であれば、この法的な瑕疵は県でチェックできれば、その9カ月の間にそのようなやりとりができたわけです。第三者委員会は、県がやるべきことを怠った県のミスも同時に指摘していると私は思っているのです。これは国だけではなく県がチェックすべきことができていなかった、それを第三者委員会が法的な瑕疵という形で表現をしている。ですから、先ほど言いましたように、国はさまざまな書類をそろえて埋立承認申請を出しますね。これは責任を果たしております。県は9カ月かけて審査をして、あるいは不備があれば、先ほどいったように何回も質問を出してやりとりをしてチェックをする責任がある。埋立承認は国と県双方の責任ですから、両方が責任を果たして承認が行われた。ところが、今、第三者委員会が指摘していることは、県のチェックミスでしたという形も同時に指摘している。そうすると、これはそれをもとにした形で承認取り消しという一承認取り消しはいいかもしれませんが、県の職員のミスということであれば、当然、県知事としてそこに対してある一定のけじめをつけた上でこの承認取り消しをするといったことに至りませんか。県知事として県のミスは放置しておいて、どうなのですか。

○町田優知事公室長 今回取り消しに至ったのは、あくまでも公有水面埋立法の要件を満たしていないということで取り消しております。職員がどうの、あるいは沖縄防衛局がどうということを示しているのではなく、公有水面埋立法第4条第1項第1号それから第2号の要件を満たしていない、したがって瑕疵があるということで取り消しに至ったということでございます。

○照屋守之委員 国が公有水面埋立法に関する手続処理を出してやるわけですよ。要件を満たしていないということは、9カ月の時点で職員がチェックした結果、こういう問題がありますねと。県知事が、要件を満たしていないのでそれはできませんというのが県の立場です。今さら県が要件を満たしていないとすると、では皆さんは何をチェックして、県行政においてどういう責任を果たして意思決定をしたのかという話になります。今さら要件を満たしていないとはまるっきり外の問題ではありません。公有水面埋立法に関する部分で、それに関するものを書類として全部県に預けて9カ月やりました。それを要件を満たしていないということは、おかしい話ではありませんか。私が言いたいことは簡単なことです。国は責任を果たしている、県も責任を果たしたにもかか

わらず第三者委員会からそういうチェックがあったということは、やはりこれは県のチェックミスだと。県内部の問題です。ですからそこは、県知事として我々もミスがありましたと、県行政のトップリーダーとしてミスがありましたということを表明してわびた上で、ただし私は県内につくるから承認できませんという筋は必要だと思っているのです。いかがですか。

○町田優知事公室長 公有水面埋立法上の要件に関連して瑕疵があるということと、職員の責任の問題というものは私どもは分けて考えております。当時の職員に法令違反があったというわけではございませんので、あくまでも公有水面埋立法上、こういう考えができる。要件が満たしていないということが現在の考えでございまして、それに基づいて取り消しをしたということでございます。

○照屋守之委員 今の知事公室長の話は、公有水面埋立法に基づいて国は申請を出していて、法云々と言いますけれども、法律に基づいてやったものは県行政の中でそれは全て責任をもって審査をするという立場になるわけです。そこで今言っていることは、法律以外のものでこうなっていますと言わんばかりの話です。法律に係る分については全て県の職員が審査をする、チェックをする、判断をするという責任が与えられているのです。だから、その責任を第三者委員会は法的な瑕疵という形で表現しておりますけれども、それは法的な瑕疵を国に問うことがあれば、同時にこれを見過ごした県にも責任があるという話です。ここは当然ではありませんか、いかがですか。

○町田優知事公室長 今回知事が取り消しをするに至ったのは、あくまで当時の公有水面埋立承認に関して瑕疵があったと。したがって、その違法な状態を適法な状態に正すということで、その責任を果たしていると私どもとしては理解しております。

○照屋守之委員 私が申し上げたいことは、今、県の立場で説明していることは国に対しても説明が付きませんし、県民に対しても反対と言って、感情的につくらせないほうが良いという人たちは喜ぶかもしれません。ただ、きちんと行政手続を踏まえて客観的に見る側からすると、これはやはりおかしいわけです。これは強く指摘しておきます。県の言い分が、今の世の中の常識では通らないのです。ですから、国が悪ければ同時に埋立承認を進めた国と県の共同責任ですから、それぞれの立場で責任を果たして承認ということですから、そこ

に手落ちがあるということであれば、同時に県にも手落ちがある。最高責任者はそこを認めた上で、埋立承認をどうするかという判断をしてほしかったわけでありませぬけれども、残念ながらそうはなっていない。ですから、この問題はこれから非常にこじれていきます。こじれていったときに県の責任をどう問われるか、そこが心配です。

次に進みます。69ページ、陳情平成25年第151号。普天間基地移設問題に関する陳情で、本土の人が沖縄県の現状を憂えて、翁長知事も県外ということだから、やはりこういうところに移したほうがいいのではないかとということですが、処理概要が陳情平成24年第136号と同じということは、今の陳情と一緒にということですか。御説明をお願いできますか。

○町田優知事公室長 平成24年第136号に書いてありますとおり、県としては県民の理解の得られない辺野古移設案を見直し、県外移設及び早期返還に取り組むよう求めてまいりますということが陳情の処理方針でございます。

○照屋守之委員 これは、困っているんで、県内では厳しいので、ぜひ本土一具体的には神戸空港とか何とかとありますけれども、そこに頑張ったらどうかという陳情です。それに対してはどうですか、ありがたいことではありませんか。

○町田優知事公室長 この陳情者個人のお考えとしてそれは承って、私どもとしてはやはりこれまでどおり県外移設、早期返還を求めてまいりますということが県の方針でございます。

○照屋守之委員 翁長知事は辺野古反対、つくらせない。それはそれでいいですが、では普天間飛行場はどうするのかといたら、これは政府が考えることだ、基地を押しつけておいてなぜ我々がそういう理不尽なことをやるかということを繰り返していますね。繰り返していますけれども、県知事としては直接自分で移設先を探して歩くということがもしできなければ、県外といっているわけですから、そういう形で向こうから来るものについては、ぜひ職員を派遣して、現場を調査して、少し可能性があれば政府に行って、こういうものがあるから、我々は責任を負えないから皆さんがやりなさいというところを積極的にやっつけていいのではないかとはいえませんか。ただ、口だけ県外と言って、向こうからこういうことも考えてくださいというものについて、簡単に拒むのですか。

○町田優知事公室長 この陳情者は国でもなく県でもなく一個人の方ですので、それはその方の御意見として私どもは受けとめるしかないと考えております。

○照屋守之委員 問題を解決しようという意欲はありませんね。個人の意見であれどあ、最初はそういうところから始まるのです。おっしゃるように、我々が新しい基地を探してこうしろああしろという形で政府に言えないことは、それはそれで一理ありますけれども、こういう形でどうかというものについては職員を派遣して、それがどういう趣旨のもとにあるのか、どうやって広がる可能性があるのか、あるいはこういうものがあれば、それは自分たちではなく政府の責任であるため、政府に対してこういう情報がありますから、ぜひ普天間飛行場の危険性を除去するためには、私は辺野古はつくらせないと言っているけれども、ただし県外移設という公約も同時に果たさなければならぬ。そのために反対ばかりでは話にならず県民に対して責任を負えないから、ぜひ皆さんでそういう打診をしてやってくださいよと。ほかにもあれば、ぜひ皆さん頑張ってくださいよと。集中協議で、当然そのような話し合いもやってはいませんか。8月から9月にかけて集中協議をやっていますね、どうですか。

○町田優知事公室長 集中協議においては、特に普天間飛行場の県外移設案について具体的な名称は出ておりません。

○照屋守之委員 終わりますけれども、今のような取り組みでは辺野古はおろか普天間飛行場の問題は解決しません。結局県庁を挙げて、基地の反対運動の拠点みたいになって、運動家は結果には責任を負わなくていいです。ただ、県行政は結果に責任を負わなければなりませんので、どういう形で責任を負うかということですけれども、残念ながら今の辺野古の問題にしる、普天間飛行場の問題にしる、こういう形で一つ一つ取り組みはしていても、結局解決の道筋がだんだん遠くなっていく。時間だけが経過していく。マスコミを通して県民感情だけがあおられていって、問題は解決しない。そういう状況をどこまで続けるのですかということが今の県政に問われていると思っています。ぜひ、解決できるように頑張ってください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 引き続きではありますが、32ページ、陳情平成25年第27号と、48ページ、陳情平成25年第78号でありますけれども、きのう承認取り消しの発表をする中で少し残念なのは、やはりこれだけ県民や全国民にもという部分がありますが、我々県議会に対しても皆さんや三役からでも承認取り消しの概要等の説明は行うべきではありませんでしたか。これはどう考えられますか。

○**町田優知事公室長** 今回、承認取り消しの最終決定を昨日したところでございますけれども、それ以前に聴聞手続それから意見聴取手続を先月からやっております。その間の経過についてあるいは県の考え方については、今回の本会議の代表質問、一般質問を通して知事の考え方を説明させていただいておりますので、そういう場をもって御説明の場にかえられればと思ひまして、私どもとしては今回特に御説明の場を設けておりませんでした。

○**當間盛夫委員** 私たちからすると、それはあくまでも代表質問、一般質問の部分的なものではないかと思っております。皆さんが承認取り消しに至るような概要説明は、皆さんが代表質問でも答弁したからではなく、例えばこの米軍基地関係特別委員会でも皆さんが冒頭にその概要説明をするものだとは理解していたのです。我々は皆さんが進めていこうとする取り消しの部分は、県内マスコミ2紙の報道でしか我々も知り得る余地はないわけです。その辺はどう考えられますか。

○**町田優知事公室長** それでは、午後にでもこの取消通知書を皆さんにお配りして、その内容について私どもから簡単に御説明するという形は可能ですけれども、それでいかがでしょうか。

○**當間盛夫委員** ある程度おおまかに、第三者委員会からどのような報告があったからこういう経緯になったのか、これからどういう方向性が考えられるのかとか、皆さんが概要で説明できる部分を午後にでもいいですので、委員長にぜひお願いしたいと思っております。その中で、先ほどもありましたけれども、百条委員会との絡みの中で、百条委員会は議会がつくってやった全く別組織の話ですが、皆さんの処理概要の中でも、以前の分からすると、「事業者は予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導・助言を得ながら必要な環境保全措置を講じるとしていることなどから、現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合すると判断しました。」と。だから承認したというところもあるのです。「しかしながら」というのが皆さ

んの今度の処理概要になるのです。皆さんがこれまで基準に適合しましたと言った部分に瑕疵があった。その瑕疵があったというものを我々に示してもらわないと、我々が百条委員会をしたときには皆さんは瑕疵も何もないと言ったのです。今、知事公室長の答弁では、職員には瑕疵がなかったと言っていました。百条委員会を含めその当時適合だと言った職員は何だということになります。それを判断したのは知事だということですか。

○町田優知事公室長 当然ながら、今回の埋立承認の取り消しの最終判断は知事で行っております。

○當間盛夫委員 私が言っていることは前段の話です。承認をしたときの、適合であるという部分の最終判断は職員ではなく知事です。しかし、環境保全措置等が講じられている、基準に適合すると判断したのは誰かということです。当時、百条委員会でもそれが問題になっていました。

私は、翁長知事の公約だから皆さんがこのことで進むのは、それは知事の考えですから否定はしません。しかし、皆さんは第三者委員会で瑕疵があるとやってきたわけだから、その瑕疵があった分のもは職員にミスがあったのか、あのときの職員の考えが間違っていたという判断だったのか、その辺なのです。職員にはミスはなかったけれども、環境に関する部分をその当時判断した知事を含めた行政全般に瑕疵があるということを第三者委員会が決めた。しかし、職員には非はないですという認識なのですか、どちらですか。

○町田優知事公室長 公有水面埋立法上、要件を欠いている。したがって、瑕疵があるということは申し上げておりますけれども、ただそれを担当した職員に法令違反があったというわけではないという立場でございます。

○當間盛夫委員 そのとき、基準に適合すると判断した職員には瑕疵がなかったということは、その職員の調査はどのようにやったのですか。その当時そういう判断をした当時の部長を含め、やった皆さんの判断—職員には非がないということは、では皆さんはその職員に対してどのような調査をされたのですか。

○町田優知事公室長 特に、職員に法令違反があったかないかということに特化して調査をしたというわけではなく、当時埋立承認にかかわった職員が手続をした過程については、私どもも第三者委員会の報告だとか、あるいはその他の内容について把握しておりますので、それに基づいて判断した結果でございます。

ます。

○當間盛夫委員 私も百条委員会の委員長をしていたので、そういう分で百条委員会と違うような。あのときにそれが出れば一番よかったです。ところが、あのときは与野党含めてうやむやにして報告書を出してしまったという一番だめな部分が出てしまった百条委員会であったと委員長をしながら思います。これはいいとして、この辺はしっかりと誰がどうあるのかということは精査してしかりだと思っております。その辺はしっかりとやってほしいと提言して終わります。新聞にも書かれていますけれども、今後の流れ。皆さんは承認取り消しをしました。沖縄防衛局は国土交通省に執行停止の申し立てをしています。国土交通省は早目に短期間で決定をされると言われていますけれども、皆さんは今後の流れをどう想定していますか。

○町田優知事公室長 私どもは弁護士といろいろ相談をしながら、今後のスケジュールをいろいろ頭に描きながら事務を進めておりますけれども、今この場で具体的にこういうことがこうなるということは、相手のあることですので今の段階では具体的に申し上げることは控えたいと思います。

○當間盛夫委員 皆さんの取り消しがありました。その中で工事はとまりませんよね。どうですか。

○町田優知事公室長 マスコミ報道などでは、この後国が執行停止あるいは審査請求をするのではないかという報道がございます。私どもとしては、実際にそうなるのかならないのか、あるいは現時点で動いているのか動いていないのか、その辺はまだ聞いておりませんので、その辺を見きわめながら今後の対応を考えていきたいと思っております。

○當間盛夫委員 今、工事がとまっているとまっていないではなく、この決定がされるまで工事はできないということではありませんよね。

○町田優知事公室長 昨日、公有水面埋立承認を取り消しましたので、現時点では公有水面の埋立作業はやる根拠がないと考えております。

○當間盛夫委員 法律上とか条例なのかわかりませんが、沖縄防衛局はやってはいけないというのがあるのですか。皆さんが承認を取り消したから、

工事はできませんという法律的な何かがあるのですか。

○町田優知事公室長 沖縄防衛局の作業あるいは工事の根拠は、県の埋立承認が根拠ですので、その根拠となる埋立承認を昨日取り消しましたので、その根拠がなくなっている現時点においては、埋立作業はできないものと考えております。

○當間盛夫委員 皆さんが概要も何も説明しないから、マスコミ報道でしか推測できないけれども、沖縄防衛局は裁決が出るまで工事は続行できるため県の対応が焦点となると書かれているのです。国土交通省の裁決が出るまでは、沖縄防衛局も国土交通省に出したわけだから、これがだめだとか、執行停止しましょうということをするまでは工事は続行できるという認識があります。感情的な問題ではなく、法律的にやってはいけないのかどうかをただ聞いているだけです。

○町田優知事公室長 法律的には、昨日取り消した時点で作業はできないことになっております。ただし、この後沖縄防衛局が審査請求手続の中で、例えば県の取り消しの無効あるいは効力停止を申し出て、それが認められた場合は、逆に取り消しがなくなって、もとの埋立承認が復活するということはあり得ます。

○當間盛夫委員 ですから、それは国土交通省がそのことの判断が終わった時点からしか工事はできないという認識なのですか。

○町田優知事公室長 そのとおりです。

○當間盛夫委員 両方国の機関ですから、皆さんも本当に大変だと思います。県は国の全部と争うわけですから、裁判所とも争うような形になるわけです。では、このことで国土交通省は沖縄防衛局の言い分を聞いて、県の取り消しは無効ですということでした。その次は、皆さんはその流れで地方自治法での不服申し立てをやる予定になるのですか。例えば国土交通省が、県がやっている取り消しは無効ですという次は、どういう手を打つのですか。

○町田優知事公室長 現時点におきましては、法令に基づきあらゆる手段を駆使していきたいと考えているということしか申し上げることができません。

○**當間盛夫委員** 本当に難しい問題です。基地問題の絡みではあるけれども、公有水面埋め立てそのものになってくるから、公有水面埋立法のもので無効になることはほとんどないのです。公有水面埋立法は戦前につくられたものがいまだに変わらずそのまま残っていて、国土の狭い日本が埋め立てをすることをして法律なのです。それをだめだということは本当に大変至難なのです。これが、公有水面埋立法の観点からすると、上物が基地だろうがテーマパークであろうが関係ない。それを知事含めて沖縄県は過重だ、基地はだめだということで、埋め立ての問題を争っていく皆さんの苦難は大変だと。ですから、本来皆さんは与野党と分けるのではなく、議会も一緒になってどうあるべきかをぜひ考えてくれないかという部分も持つべきだと思います。頭から与野党と分けるのではなく、議会にも丁寧に説明して、議会の皆さんにも理解を得られるような形で。知事が既に走っていて皆さんはそれを支えていくわけですから、そういった部分でいかに議会の協力を求めるかという、皆さんのやり方もあるのではないかと考えておりますので、それを期待したいと思います。

もう一つ。陳情第96号、アスベストです。平成28年4月1日からの施行でやっていくということになりますけれども、アスベストは別個に分けるのですか。

○**古謝隆環境企画統括監** 西普天間地区には全部で149棟ございまして、これを解体・撤去するというございませけれども、このうち140棟に非飛散性のアスベストが含まれているという話でございませ。撤去の方法としましては、非飛散性のアスベストを撤去した後に建物の解体工事に取りかかるという段取りになります。

○**當間盛夫委員** 私が聞いていることは、149棟のうちの140棟に非飛散性の石綿が入っている。非飛散性とは、本来のレベル1、レベル2、レベル3という形になってくると、今までは、非飛散性—レベル3のものは届け出る必要がなくて、ちゃんと処理してますという形で済んでいたわけです。ところが、平成28年4月1日からは非飛散性も同様に扱うという条例ができるわけです。それをさかのぼって、西普天間住宅地区にも平成28年4月1日からやるものを適応してくださいという要請をしているのですね。沖縄防衛局はそれに対して何と言っているのですか。

○**古謝隆環境企画統括監** 沖縄防衛局に要請を出しておりますけれども、沖縄防衛局も趣旨に沿って対応したいというお話でございました。

○**當間盛夫委員** 趣旨に沿うということは、沖縄防衛局は解体の中にその要綱を入れていかなければなりませんね。従来と違うのですよね。非飛散性に関する部分をこういうようにやってくださいと。平成28年4月1日から施行される沖縄県の条例がこうあるから、しっかりとその部分でのアスベスト対策も含めてやってくださいという要綱が入らなければおかしいですよね。どうですか。それを入れていく方向で沖縄防衛局はやっているということですか。

○**古謝隆環境企画統括監** 認識としましては、沖縄防衛局のこれまでの工事の中でも飛散性のアスベスト、非飛散性のアスベストそれぞれ環境省なり厚生労働省なりからマニュアルが出ておりますので、それに沿った形で対応されていると考えていますけれども、アスベストの処理をより確実にしていただくために、非飛散性については法律でカバーしておりませんので、条例でもって規制をしてあらかじめ届け出をしてもらって、完了報告も出してもらおうという手続を定めてきたところでありまして。しかしながら、実際の現場作業においては既に環境省のマニュアルに沿って対策や工事なりが行われてきたものと認識しております。

○**當間盛夫委員** 予算的にはどうなりますか。非飛散性の対策もしていくということになると、先ほど又吉委員は民間の業者はちゃんとやっていると言いましたが、私もそう思います。アスベスト業界はちゃんとやっている。ところが、アスベストをやる部分は分離発注ではありませんよね。

○**古謝隆環境企画統括監** 発注の方法については存じ上げておりませんが、実際に工事現場においては既に環境省内のマニュアルに沿った形で解体が行われておりまして、特に条例が施行されることに伴って過大な負担が生じるものではないと考えております。

○**當間盛夫委員** それだけのアスベスト対策をやらなければならないのですから、過大な負担になるのです。飛散しないように密封などといったレベル1、レベル2と同じようなことをやっていかなければならないので、本来やらなくてもよかったものをやらないといけないのです。解体のときに、当然それだけの費用はかかってくるのです。それがかからないということは、県はその条例をつくってあるけれども基本的に非飛散性のものは無視していいという程度で見られたら、条例をつくった意味がなくなってくるのです。どう考えますか。

○古謝隆環境企画統括監 まず、アスベストの処理方法を少し説明したいと思えますけれども、いわゆるレベル1、レベル2というものは吹きつけ石綿のような発じん性の高い建材でございまして、これを解体・撤去するに当たっては、法令の中で陰圧にして外に出さないような形で処理するとなっております。今回条例で対象にしているのは、発じん性一粉じんになりやすい程度としては比較的低いほうで、アスベストが建材の中に封じ込められているような形が対象になっています。それを解体する場合には基本的には手ばらしでやっていただきますけれども、飛散しないように薬剤を吹きつけて飛散防止をした上で撤去するという、既に工事現場の中では取り入れられている手法でございまして。

○當間盛夫委員 皆さんが言っている以上に、それを施工している業者の皆さんは、自分たちは弱い立場なのだと。解体業者に自分たちはこのような形ではできないと言ったらはじかれて、安いところに全部行ってしまう。安いところは何をしているかという、従業員も防備自体もただ通常のマスクぐらいでやる。皆さんが言うレベル1、レベル2のものも中途半端にやる。ましてや非飛散性のものとなると、密閉とか関係なくばんばん壊すそうです。それぐらいアスベストのものは解体全体の中の一部でしかないものだから圧縮されてくるわけですね。予算的なものは削られてくるのです。そういったことがあるから、現実には来年4月1日に変えて、そういったことがないようにということで立入調査も強化されてくるし、そういったことをしっかりとやろうということが4月1日の条例の改正で、非飛散性に関してもそういうことをやっていこうという話ですので、その辺は皆さんもちゃんと見て、私から言わせるとアスベストのものがこういう形で問題があれば、解体とアスベスト除去の部分を分離発注してでも安全面だとか県民の環境面を守るのだということをしっかりとすべきだと思えますけれども、その分離発注等含めて皆さんはどう考えますか。これは沖縄防衛局が出すものだから、皆さんがそうやりますと言える代物ではないと思えますけれども、今後の皆さんの公共工事等も含めてそうあるべきだと思います。

○古謝隆環境企画統括監 先ほど申し上げましたように、分離発注の分については環境部の所管ではございませんけれども、アスベストが飛散して付近住民あるいは従業者に健康被害が生じないように、環境部のみならず沖縄労働局なども連携しまして、適宜立ち入りして適切に処理されていることを確認していきたいと考えております。

○當間盛夫委員 土木建築部はどう考えますか。

○伊禮年男土木整備統括監 確かに公共事業の場合、そういう事例が出ました。これは下請という形ではなく分割発注が望ましいということで、それに関しては事例等も研究させていただきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時19分

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長から、公有水面埋立承認取り消し通知の内容について説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 72ページ、陳情平成26年第13号です。知事は、きのう取り消しを決定したわけでございます。非常にこれまで長期間にわたって丁寧な手続を踏んで、満を持した決定でありました。県民は立ち上がって非常に喜んだわけでありますが、早速国は行政不服審査法等々でこの決定の取り消しを求めるということになっております。本来、私は基地問題にかかわる日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約―日米安保条約あるいは軍事同盟に係る極めて高度な政治問題でありまして、これは砂川裁判などにもあったのですけれども、いわゆる自衛隊問題などが憲法条項に違反するかどうかという問題について、裁判所が判断を避けるという統治行為論があります。これは考えれば、裁判所が逃げているようにも見えますけれども、高度な政治問題は政治で決着せよと言っていると思うのです。そういう意味でいえば、今日起こっている問題はまさに高度な政治問題であって、行政手続法に逃げたりあるいは

裁判でこの問題を司法に委ねるということは、私は政治のあり方として間違っていると思います。この9カ月間、知事は丁寧に沖縄県の立場を説明し、理解を求めてきたと思うのです。それが今日のような状況になって、行政手続法とか司法制度に移ることは、極めて不適切な移り方だと思うのです。そういう意味でも、知事はきのう地方自治体が追い込まれているという表現を使っておりましたけれども、そこに今日の知事の苦悩といいますか、悩みもあるように思ったわけです。まず知事公室長、沖縄県として今日の事態、知事が取り消しをして行政手続法に移るとかあるいは裁判に移るという現実が予想されるわけですが、それについての所感といいますか、沖縄県の考えを聞かせてください。

○町田優知事公室長 沖縄県の基地問題のそもそもの話というものは、戦後70年間も過重な基地負担をしている。国土面積のわずか0.6%に74%もの米軍専用施設があるという現実が一向に解消されない。沖縄県と政府との間で、幾たびかあるいは累次にわたり話し合いをしている中でもなかなかこの現実が解決しないという、沖縄県の基地問題の現状が根底にあると考えております。

○玉城義和委員 実にこそくといいますか、行政同士で決定の取り消しを図ろうとしている。まさに政治責任の放棄といいますか、これだけの大問題を抱えてそれを単なる行政の手続で左右させるということは、まさに知事の言葉をかりて言えば、現代日本政治の墮落です。私はとんでもない思考停止だと思います。そうはいいながら、実際問題はその手続に入ってくるわけですから、少し行政不服審査法について見解を聞きたいと思います。まず、法律の第1条を読み上げてくれませんか。

○池田竹州基地防災統括監 第1条、この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。2、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる、ということです。

○玉城義和委員 この法律に明確にあるように、目的では、国民の権利利益の救済を図る、これが明確に書かれております。そういう意味でいえば、沖縄防

衛局はこの法律で言う国民に当たりますか、当たりませんか。

○池田竹州基地防災統括監 第1条で行政庁というものがありますが、これは明確にこの条文の中で解説されておりましたが、一般に行政庁というのは国、地方公共団体等を指すと言われております。国民を指すとは少し考えにくいと考えております。

○玉城義和委員 2番の行政庁というものは、ここでは沖縄県庁という意味でしょう。話が違いますよね。第1項でいう、国民の権利利益を救済することがこの法律の目的なのです。沖縄防衛局はここでいう国民に当たると考えますかと聞いています。

○池田竹州基地防災統括監 これまで知事も述べておりますけれども、基本的に不服審査の対象となる行為ではないと考えております。

○玉城義和委員 それから、仮にこの申請をした場合、申請人は誰になりますか。

○池田竹州基地防災統括監 沖縄防衛局長が国土交通大臣に行ったと聞いております。

○玉城義和委員 この手続の中で、どういう手続が必要ですか。

○池田竹州基地防災統括監 今回の公有水面埋立法のものは、まだ私どもに文書が到達しておりませんが、岩礁破碎のときの手続でいきますと、まず知事から意見書を提出する形になるかと思えます。

○玉城義和委員 1番目の国民の権利利益の救済と関係しますが、申請をする場合、沖縄防衛局長の名前でやるのです。そのときに付随する特記事項にはどういうものがありますか。申請者としてその書類に何を書く必要がありますか。

○池田竹州基地防災統括監 申請書の記載事項としましては、審査請求人の氏名及び年齢または名称並びに住所、審査請求に係る処分、審査請求に係る処分があったこと知った年月日、審査請求の趣旨及び理由、処分庁の教示の有無及

びその内容、審査請求の年月日、以上となっております。

○玉城義和委員 審査請求をするときに、個人の名前、年齢、住所が必要なのです。そうすると、第1項の目的に照らして、法律が想定していることは個人なのです。つまり、沖縄防衛局長の個人名で、彼の年齢とか住所を書いて出すということですね。

○池田竹州基地防災統括監 岩礁破碎のときの執行停止申立書には、個人の生年月日等の記載はされていないようでございます。

○玉城義和委員 この法律を読んで、総務省が出した行政不服審査法の概要を見てみますと、明らかに第49条、第15条等を含めて、異議申立人は審査請求人の氏名及び年齢、名称、住所を書くわけです。そうすると、第1条との関係で言えば、沖縄防衛局長個人になるかわかりませんが、個人で申請するのです。ですから第1条と符合するのです。行政庁などは想定されていないのです。そうすると、仮に沖縄防衛局長がやるとすると、沖縄防衛局長個人が不服審査をすることになるのです。これは明らかに矛盾ではありませんか。つまり、完全に第1条を追認をして、第1条が国民一人一人だということを想定していることの証左なのです。それについて、沖縄県としてはここを曖昧にせず、きちんとした理屈立てをしていく必要があるのではありませんか。単なる、きょう審査請求をやりましたみたいなことを見逃すのではなく、これは明らかにおかしいです。58歳の個人がやっていると。誰の名前でされているのか調べてみてください。

○町田優知事公室長 今のところ本日の審査請求書がまだ届いておりませんが、委員のおっしゃるように行政不服審査法は個人の権利利益の回復ということが目的でございます。したがって、このような形で沖縄防衛局長が私人の立場として申請するという事は明らかに法律の趣旨にもとると考えております。

○玉城義和委員 年齢や住所も入れて個人の名前でやるということは明らかに脱法行為か違法行為です。それをそのまま沖縄県として見逃して、はい、そうですかというわけにはいきませんか。私は、きょうじゅうに何らかの対応策をとるべきではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○町田優知事公室長 先ほど知事コメントを発出しております。その中で、私どもは沖縄防衛局に対して、新基地建設ありきの政府の強硬姿勢を端的に示すものでまことに残念ということを申し上げております。さらに、国の一行政機関である沖縄防衛局がみずからを国民と同じ私人であると主張して審査請求を行うことは、同法の趣旨にもとる行為であり、国民の理解は得られないと申し上げております。

○玉城義和委員 私人とみなすことも含めて、沖縄防衛局長の名前で出すということに決定的な法律違反といえますか、法律の趣旨に反するものがあるということですから、毅然として申し入れをするなり、やる必要があると思いますので、ぜひ検討いただきたい。いかがですか。

○町田優知事公室長 先ほど申し上げました県の考え方が沖縄防衛局に伝わるよう、きょうじゅうに何らかの手段をとりたいと思います。

○玉城義和委員 次に進みます。陳情第32号の岩礁破碎についてです。先ほど又吉委員からもありましたが、私も同意見でございます。9月11日までに終わっているのに、1カ月たってもまだ精査していません。そのうちに、知事がきのうやったように取り消しになってしまって、前後が逆になってしまっているのです。1カ月たってもなおできないということはあり得ないでしょう。ですから、これは又吉委員がおっしゃっていましたが、私も全く同意見でありまして、1カ月たつてできないということはないので、私は早急に結論を出してほしいと思いますけれども、どうですか。

○玉城肇農漁村基盤統括監 立入調査に関しましては、先ほども申しましたけれども、現在、精査している段階であります。そういった中で、岩礁破碎等の許可の取り消しにつきましては、埋立承認取り消しに係る訴訟といったものを見据えながら、総合的に判断する必要があると考えております。そういったことで適切な時期に判断したいと考えております。

○玉城義和委員 それは逆ではないですか。知事が取り消しを行っていて、効果が半減するのではないですか。

○玉城肇農漁村基盤統括監 取り消しに係る判断につきましては、知事、三役あるいは専門家である弁護士の先生といった方々と相談をしながら対応してい

きたいと考えております。

○玉城義和委員 いつまでに結論を出しますか。

○玉城肇農漁村基盤統括監 それにつきましても、相談の上、適切な時期に判断したいと考えております。

○玉城義和委員 適切な時期を聞いているのです。

○玉城肇農漁村基盤統括監 再び申し上げますが、これにつきましては専門家の先生方や知事、三役などと相談をしながら決めたいと思いますので、いつになるかということはこの場で申し上げることはできません。

○玉城義和委員 こういうのを押し問答というのです。

130ページ、陳情第88号。知事の国連演説に対する批判的な意見でございます。この陳情者が言っていることは、基本問題の解決は、第一に議会制民主主義の精神のもと、国内の政治課題として十分に検討・議論されなければならない。有効な解決策を講じることが本旨だと考える、そのとおりだと思うのです。これはまさに日本政府が一義的にやらなければならない話です。では、なぜ沖縄県知事がワシントンまでわざわざ行かなければならないのか。なぜ沖縄県知事がジュネーブまで行って演説しなければならないのかという視点がこの陳情者からは落ちていると思います。そういう意味で、日本政府が沖縄県に寄り添って沖縄県の言っていることを外務省、総理官邸に届けて対米交渉をしてもらえるのであれば、別に沖縄県知事がジュネーブまで行く必要はありませんし、ワシントンまで詣でる必要はないわけです。そういう意味で、私どもも県議会でワシントンまで行ったことがありますけれども、寒空の下で各議員の部屋を歩くのは大変苦痛です。そして情けない。日本政府がふがいないやり方をしなければ、我々はそれで済むのにとする気持ちでやっているわけです。陳情者には節制としたものが欠けていると思います。今のワシントン詣であるいはジュネーブ詣でもしながらやるという、西銘さんからずっと続いている沖縄県知事のやるせないことについての陳情者の趣旨も含めて、県の見解をひとついただきたいと思います。

○町田優知事公室長 委員のお考えと私どもの考えは大分似ているところがございます。質疑の中で私どもの答弁の内容も既に委員がおっしゃられているの

で、非常に答えにくいのですけれども、この70年間の沖縄県の基地問題一先ほど、過重な基地負担を負ってきたという現状についてお話ししましたけれども、このことについて何度日本政府に対して訴えても、なかなか現状が改善しないあるいは過重な基地負担が軽減しないという状況がございます。したがって、私どもとしては日本政府に対してその要求をするというだけでは、なかなか現状が前に進まない、あるいは広く国際世論にも訴えることによって、この現状を何とか動かそうという気持ちから今回、知事も国連に行きましたし、さらに5月、6月には米国にも行きました。したがって、この基地問題を解決するために私どもとしてはでき得る限りの方策一できることは何でもするというので、さまざまな施策を検討し、実行していきたいと考えております。

○玉城義和委員 やむにやまれぬ考えをやっているわけでありまして、そこは県民の皆さんにも御理解いただきたいと思えます。

最後です。陳情第55号。116ページに日米地位協定の抜本的な見直しを図ることとあります。このたび補足協定といいますか、環境問題で大々的に宣伝をしているわけでありまして、中身を少しかいつまんで言っただけませんか。

○古謝隆環境企画統括監 環境補足協定の柱の部分を申し上げますと、米軍は米軍基地内において、日本環境管理基準（JEGS）を策定して、これを遵守するというのを日本政府に約束しているわけがございます。もう一つが、環境事故が発生したときの立ち入りでございますけれども、これについては事故が発生した場合には米国は日本政府に通報すると。その場合には日本側が現地視察を要請できるという内容になっています。要請に対して米国は全ての妥当な考慮を行い、可能な限り迅速に回答するということが書かれております。もう一つの柱が、返還前の立ち入りでございますけれども、返還が合意された施設及び区域につきましては、返還日の150日労働日前一約1カ月を20日と仮定しますと、7カ月を超えない範囲で調査のための立ち入りが認められるという柱になっております。

○玉城義和委員 沖縄県が出した11項目の改定要求がありますよね。その第3条であったか、これとの関係でいえば、どこがどう進歩したのですか。

○町田優知事公室長 沖縄県はこの立ち入りに関して、次のように要請しております。合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の

通知後の施設及び区域への立ち入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を与えること。ただし、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立ち入りを可能にする旨を明記すること。これに対して今回の環境補足協定では、米側は日本側の立ち入り申請に対して全ての妥当な考慮を払う、そして迅速に回答するということになっておりまして、私どもが求めている速やかな立ち入りが実現するかどうかは、現在の段階では不明でございます。

○玉城義和委員 第何条の要求ですか。

○町田優知事公室長 第3条です。

○玉城義和委員 いずれにしても、我がほうの改定要求とはかなりの差があるという印象です。それも好意的な配慮をするということは、米軍の裁量権が残っているわけで、我々の要求とはほとんどかみ合っていないということだと思います。普天間飛行場と嘉手納飛行場の騒音防止協定も平成8年に制定されているけれども、制定された前の年よりも後のほうが騒音がひどくなっている現実もあって、なかなかこれは環境問題で太鼓をたたいて宣伝することにはなっていないというのが県民の印象だと思うのです。そういう意味では、県としてこれについて今後どういう対応をするのか。そして、今言われている協定は補足協定として第25条にプラスされていくのか、どういう位置づけになっているのでしょうか。

○町田優知事公室長 今回の環境補足協定というものは、文字どおり補足でございます。日米地位協定とは別個に補足協定があるという形でございます。それから、今後どうするかということでしたけれども、これまで日米両政府は運用改善で対応するということが基本的立場でございました。その意味では補足協定という形であれ何であれ、文字になった、手続が形になったということは一歩前進でありますけれども、内容につきましては依然として米軍の管理権、そして米軍の運用に左右される内容になっておりますので、私どもとしてはこれまでと同様あるいはこれまで以上に日米地位協定の抜本的な見直しが必要であるという立場でございます。

○玉城義和委員 最後です。これについて沖縄県に相談はありましたか。日米合同委員会で決めるまでに、打診などはありましたか。

○古謝隆環境企画統括監 外務省、防衛省などからは、特に沖縄県に具体的にこの内容で固めたいので中身を見てくれといった御相談はありませんでした。ただ、沖縄県としましてはこれまでの日米地位協定の運用状況であるとか、基地内の立ち入りがなかなかできない状況がございましたので、沖縄県で問題点を整理しまして、外務省、防衛省に5度ばかり行きまして、沖縄県の要望を盛り込んでいただくよう伝えたところでございます。全てが今回の補足協定に盛り込まれているという形にはなっておりません。

○玉城義和委員 大田さんのときから20年間同じような要求をしてきて、0.1ミリメートルぐらい進んでいるのかわかりませんが、そのときも沖縄県の意見を入れて、日米合同委員会に呼んで意見を聞くとかというぐらいの誠実さはあってもいいですよ。そういう意味で全く我がほうの20年間の要請は届いていないということが、今度の環境問題にも太鼓をたたいて大喜びする話ではないということがわかってきているので、ここはやはり県としても今後ともしっかりと捉えているぐらい言ったほうがいいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 先ほどの玉城委員の質疑と同じように、取り消し通知に関して知事のコメントを読んでいますけれども、知事のコメントでは、みずからを国民と同じ私人であると主張して審査請求を行うことは同法の趣旨にもとる行為であり、国民の理解を得られないと思いますと書いていますけれども、この国民の理解を得られないということはどういう意味ですか。

○町田優知事公室長 国民世論の共感は得られないだろうという趣旨でございます。

○嘉陽宗儀委員 これはコメントですからこれ以上言いませんけれども、問題は国民の理解を得られないだけでは、今後どう戦うかという問題について力にならないのではないかと思います。これは、先ほど個人の立場でやっているということになっているけれども、この審査請求の申し立てそのものが法に適合していないということは言えるのではありませんか。正式な文書としては必要な要件をそろえていないということで、こういうコメントになっているのではないですか。

○町田優知事公室長 この申請書の中身を私どもも見ておりませんので、その中身が適合かどうかということは今の段階では判断できませんけれども、少なくとも行政不服審査法を活用して国が私人としての立場で申請することは、法律の趣旨に反するのではないかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 私のほうには、沖縄防衛局長の執行停止申し立てについての文書が手に入っていますけれども、皆さんはまだ手に入っていないですか。

○町田優知事公室長 本日、沖縄防衛局が国土交通省に対して提出したといわれている申請書については、私どもまだ入手はしておりません。

○嘉陽宗儀委員 では、もう一方のお話をしますけれども、これに対して国土交通省から審査請求を受理しましたという文書も出ていますね。国土交通省として沖縄防衛局から審査請求のあった文書を確かに受理しましたと。見ていませんか。

○町田優知事公室長 私どもには、届いておりません。

○嘉陽宗儀委員 今までの態度から見て、こういう不服審査請求の文書そのものが適法ではない、欠陥文書だということであれば、皆さんは国土交通省に対して、こういう正式な文書だとも認めがたいようなものを受理するということはまずいのではないのと、受理撤回の申し入れをする必要があるのではありませんか。

○町田優知事公室長 正式文書ではないということを私どもは確認できておりませんので何とも言えませんが、どちらにしろ私どもはこの行政不服審査法の手続の中で、きちんと私どもの立場、私どもの考えははっきり申し上げていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 私がなぜこだわっているかというと、知事が埋立承認を取り消したすぐにこういう形で、沖縄県民を制裁するような態度をとっているわけだから、これは沖縄県民として立場の違いを超えてでも怒って、抗議して、こういう文書は受理するな、国土交通省は受理したことを撤回せよと、これぐらいの強い意思で申し入れをすべきではありませんか。

○町田優知事公室長 行政不服審査法上、受理するなあるいは受理しないということが可能かどうかは検討しなければいけませんけれども、ただ、どちらにしろ私どもはその手続の中であるいはそれ以外でもこういう行政不服審査法を使って国が私人としての立場で、この個人の権利利益の救済を目的とした法律を使ってやるということはいかななものかと、そういうことは主張していきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 いかななものかという文書で、国土交通省が申請を認めるとなるとまずいから、今の立場で国土交通省にもやはり申し入れをしておいたほうがいいのではありませんか。今の知事公室長の態度で。

○町田優知事公室長 私が先ほど申し上げたように、行政不服審査法を使って審査請求をすることの不当性は、私ども主張していきたいと思えます。

○嘉陽宗儀委員 この不当性については主張していくということですから、それで頑張ってください。

それから、第三者委員会の報告書を手に入れて読んでいますけれども、知事公室長は全部読みましたか。

○町田優知事公室長 一応、一通り目は通しております。

○嘉陽宗儀委員 私も一応読んでみました。埋立承認に瑕疵ありと判断した点は、私は非常に的確だと思います。先ほどからいろいろありましたけれども、やはり立場の違いを超えて、行政としてやるべきことをやったかどうかということでは、やはり瑕疵があるのではないかとということが結論でしたよね。私はこの件については執念深く、一貫してやってまいりました。それは知っていますか。

○町田優知事公室長 共産党の皆さん、とりわけ嘉陽委員がこの基地問題それから環境問題について大変厳しく、熱心に対応されているということは承知しております。

○嘉陽宗儀委員 私はこの埋立承認がいかにでたらめかということを系統的にずっとやってきたつもりです。埋立承認書を見たことはありますか。

○町田優知事公室長 承認書については、中身までは拝見しておりません。ただ、表だけ読んだことはございます。

○嘉陽宗儀委員 これは今からキーワードだから、やはり埋立承認がいかにてたらめであったかということをしっかり理解して知事公室として対応すると。この気構えが必要だと思いますけれども、いかがですか。

○町田優知事公室長 しっかり勉強したいと思います。

○嘉陽宗儀委員 たくさん問題がありますけれども、時間がないので全部はやりませんが、前知事が承認した承認書の中身にはいろいろあります。冒頭を読んでもみますと、去る3月22日に沖縄防衛局から提出のあった公有水面埋立承認申請については、所要の審査を行った結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合していると判断し、承認することいたしました。これは知っていますね。

○町田優知事公室長 存じております。

○嘉陽宗儀委員 現段階で環境保全措置が講じられているという中身については、どういう中身なのかと、具体的に何をやったのですかということ土木環境委員会でも、百条委員会でもずっと聞いてきたのですけれども、それを審査した人はいますか。環境保全のためにどういう措置が講じられたのですか。

○伊禮年男土木整備統括監 当時の審査にかかわってはいないので、具体的な答弁は控えたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 今後裁判になるかもしれないし、いろいろあって、皆さんはこの中身をしっかりと読んで理解をして、これがいかにてたらめかということについて皆さんがどこでも言えるようにならないと。今の調子では与党も安心できません。皆さんは沖縄防衛局が環境アセスメントを出したときに、こうしてほしいという問答をやりましたね。全部で何回やりましたか。

○伊禮年男土木整備統括監 1次から4次にわたる質問で、187項目の質問をしております。

○嘉陽宗儀委員 187項目出しておりますけれども、私も一応全部に目を通したら、環境保全策についてこのように書いています。環境保全措置の効果を検証するため環境監視調査を事後調査も含めて実施、必要に応じて専門家の指導・助言を得て必要な措置を検討し適正に実施していく。適切に実施していくという表現が42カ所。適正にやるということはどういう意味かといったら、何もない。適正ではないですよね。それから曖昧な表現が133カ所、必要に応じて対処しますが53カ所、可能な限りが44カ所、できる限りが7カ所、適切に対処が16カ所、極力にが13カ所、合計で実に321カ所に適切な処置をしないで、言葉だけで適切に対応しますと言って沖縄防衛局が回答している。何もやらないで。今、こういう中身を皆さんが見て、本当に適切な対応をしていると思うかどうか、頑張って調べてみたらどうですか。

○伊禮年男土木整備統括監 取り消し処分理由書にもあります内容も確認しながら、改めて確認していきたいと思えます。

○嘉陽宗儀委員 今後非常に重要になりますから、ぜひやってください。

それから、埋立承認についての留意事項というのがあります。これはどういうことですか。

○伊禮年男土木整備統括監 2点大きな項目があります。1点目が、工事の実施設計に関して、まだボーリング調査が終わっていないということで、実施設計の変更があり得るということで、留意事項をつけております。環境に関して、先ほど委員からお話もありました専門家の意見を聞くということがありますので、これについて具体的に県にも報告するよということによって留意事項をつけた経緯があります。

○嘉陽宗儀委員 全部言うわけにはいきませんが、これを見たら対策として、米軍に対して例えば一つの例として、低公害車の導入や適正走行の励行等についてマニュアル等を作成して示すことによって環境保全を図りますと。マニュアルはできていますか。

○伊禮年男土木整備統括監 基本的に沖縄防衛局がつくることになっておりますが、まだ内容は示されていない状況です。

○嘉陽宗儀委員 この件について沖縄防衛局に聞いても、実際はつくっていないですよ。とり得る限りの環境保全策をとるといいながら、実態は何ら具体的な環境保全策がとられていない。それを前の知事が一緒になって、国の基地建設推進の立場であったのだらうと思いますけれども、中身の審査も十分にしないで、環境保全策がとられていないにもかかわらず、環境保全策はとられていますとって、埋立承認をした。そしてこれでいい正月が迎えられそうだと。あの前後はもう言う必要はない。ですから、そういう意味では、改めて第三者委員会が明確にしている以上中身をきちんとして、県としても従来これを進めてきた職員もいるでしょうけれども、一緒になって改めて精査をして、やはりいかに埋立承認がずさんで、瑕疵のある行為であるかということについて、皆さんが頑張って立証していくべきだと思いますけれども、いかがですか。

○町田優知事公室長 委員のおっしゃるとおり、昨日取り消したことについては、その内容それから理由そういったもろもろの内容を、これからしかるべき場できちんと主張していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 頑張ってください。

あと1つだけ。沖縄市のサッカー場のダイオキシン問題について聞きますけれども、現在どうなっているのか説明できますか。

○古謝隆環境企画統括監 沖縄市のサッカー場で人工芝の張りかえ中にドラム缶が見つまっているわけですが、現在までに108本であったかと思えます。現在の状況としてましては、本年4月に発見されたドラム缶8本の付着物の調査と、ことし6月から開始しました元地盤まで掘り起こした調査について分析を進めているところでございます。もう一つが、掘削作業に伴って発生した廃棄物まじりの土砂がありますけれども、これを汚染のない土砂と仕分けして作業スペースの確保を、今、行っているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 陳情処理方針の78ページ、79ページにこの件が書かれていますが、沖縄市サッカー場の追加調査については、沖縄市及び沖縄県の3者により平成25年12月11日からこれまでの間に15回協議を行い、調査内容や手法等について検討しておりますとあります。これを少し説明してください。

○古謝隆環境企画統括監 まず、調査につきましては、沖縄防衛局が主体となりまして、サッカー場の内部の土壌掘り起こしなどを行いまして、ドラム缶が

発見された場合には付着物等の調査を行っております。あわせて沖縄市でも以前はクロスチェックという形で調査を行いました。県は、サッカー場周辺の地下水の調査、あとは大道川、嘉手納飛行場の前面に流れている川ですが、その河口に有害物が到達していないかどうか、3者連携しながら対応をとっているところがございます。調査の進め方あるいは調査項目、評価などについていろいろ話をしているところがございます。

○嘉陽宗儀委員 処理方針79ページの最後のほうに、県はこれまで3機関による協議の場において、適切な時期の調査結果等の公表及び住民への説明会の開催について、関係機関へ働きかけてきたところだと。この説明をしてもらえませんか。

○古謝隆環境企画統括監 先ほど申し上げましたように、サッカー場の内部については沖縄防衛局、周辺については県で主体的に調査を行ってまして、県ではこれまで調査結果を9回公表しております。沖縄防衛局は調査結果を7回公表しております、先ほど申し上げましたように、残り8本のドラム缶と元地盤の調査が残っておりますので、今その分析を進めているところがございます。沖縄市は調査結果を4回公表しております。

○嘉陽宗儀委員 今、私が聞いた中身については、ちゃんと議事録はつくられていますか。

○古謝隆環境企画統括監 沖縄防衛局で議事要旨を作成しております。

○嘉陽宗儀委員 議事録をちゃんとつくっていますか。

○古謝隆環境企画統括監 沖縄防衛局では議事録はつくっておりませんが、議事要旨をつくっております。会議の中身としては、法令に基づいて土壌調査のやり方であるとか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて廃棄物まじりの土壌の処理の方法とか決まっていますので、基本的には法令に基づいて適切にどう対応していくかというところを話し合っているところがございます。

○嘉陽宗儀委員 3者協議会の設置要綱はありますか。

○古謝隆環境企画統括監 設置要綱はございません。

○嘉陽宗儀委員 組織をつくったらこの組織が何をするのか、このようなことを議論しないで、何もなくていいかげんにやっているのですか。

○古謝隆環境企画統括監 3者の最初の会合の中で、3者の連携を図っていこうという確認と、調査の進め方を整理した暁には、これをどう進捗管理していくかという工程の部分を話し合っただけということの確認はとっております。

○嘉陽宗儀委員 沖縄市民だけではなく県民が大きな関心を持っていて、特にベトナムの枯れ葉剤との関係もあって、ダイオキシンなども心配しているのです。15回協議を行っているが、この15回の議事録も皆さんはつくっていないのですよね。

○古謝隆環境企画統括監 調査の主体は沖縄防衛局でございまして、沖縄防衛局でプランを立てて、これを県あるいは沖縄市で確認をしながら、法令上適切なものであるのか確認しながら行っているところでございます。沖縄県、沖縄市も議事録は作成しておりません。

○嘉陽宗儀委員 沖縄防衛局任せ。サッカー場の環境汚染については県独自で、自主的にリードしてやるということではないのですね。

○古謝隆環境企画統括監 基本的には沖縄防衛局で徹底した調査を行うと。徹底して安全・安心につながるような対策をとっていくということをおっしゃっていますので、これについて沖縄防衛局が提案した中身を、法令上適正なものであるのかどうか、あるいは調査を行う中で周辺に汚染が広がっていないかどうかを県で確認しようということで連携を図っているところでございます。沖縄防衛局が調査主体でありますけれども、3者連携をとりながら行っているところであります。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも環境団体がいろいろな運動をしていて、沖縄防衛局とのヒアリングもやっていて、私も現場へ行ったり沖縄防衛局の職員ともいろいろやっているけれども、実にずさんです。西普天間住宅地区の問題も含めて。だから、今のままではだめだから、体制を立て直して、県民の負託に本当

にえられるような環境行政は極めて難しい。しかもよく物が見えない。沖縄市のごみ山問題でも執念深くやってきたけれども、ここについても改めて、沖縄防衛局任せではなく県独自の企画立案でどうするかという方針を出して、それで沖縄防衛局や沖縄市を含めて取り組むべきではありませんか。

○古謝隆環境企画統括監 沖縄市のサッカー場につきましては、先ほど申し上げましたように、3者で調査の中身や工程管理を行って進捗管理をしてきているわけでございます。一方で、西普天間住宅地区のように返還前に調査の手法や方針を固めてそれから調査に取りかかるというような事例もございます。沖縄県では基地環境特別対策室というものを平成26年度からつくっていますけれども、その中でこれから返還される基地の調査のあり方、あるいは既に返還された後で沖縄市のサッカー場のような事例があったときにどう対処するのかということでガイドラインを策定しているところでございますので、嘉陽委員がおっしゃられた評価の部分についてもガイドラインを策定する中で盛り込んでつないでいきたいと思っています。

もう一つの県の施策の柱が、環境カルテもあわせてつくろうと思って、今、作業を進めています。基地ごとの歩みであるとか環境汚染の事例、あるいは市町村などからも情報を集めて基地ごとのカルテをつくって、事故が起きた場合の予見可能性を高めていきたいと考えて、今、作業を進めているところであります。

○嘉陽宗儀委員 この前、赤嶺政賢衆議院議員と一緒に、西普天間住宅地区も沖縄防衛局の案内で調べてきましたけれども、沖縄県自身が県民の心配を十分受けとめてリードしていかなければならないなという思いをしたのです。私が現場で聞いたら、議会ではないですよという話になって聞かなかったけれども、結局は行っても、環境汚染についても何とかするという安心できる状況になっていないので、改めて西普天間住宅地区もそうですけれども、サッカー場の問題を改めて皆さんがリードして頑張って、市とも連絡をとって、予算もとって、ちゃんと除染してもらえませんか。

○古謝隆環境企画統括監 おっしゃるような気概でもって、基地問題に取り組んでいきたいと思えます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 午前から聞いていて、かなりいろいろな誤解などがあると思いましたので、確認をしながら質疑をしていきたいと思います。百条委員会では瑕疵はなかったという話が午前にありました。後で知事公室長も答えたように、そもそも百条委員会は県議会が立ち上げた委員会で、私の記憶では両論併記になって、統一された見解は出ていないと思っています。両論併記とは中身がはっきりしなかったということです。百条委員会が両論併記であったということからして、瑕疵があるとか、瑕疵がないとかいう結論は百条委員会にはなかったということが正しい捉え方だろうと思います。知事公室長はそこら辺はどう見えていますか。そのとき知事公室長は外郭団体にいたのでわかりませんよね、百条委員会を知っている人はいますか。わかる人が教えてください。

○伊禮年男土木整備統括監 百条委員会の報告書の中では、調査結果が両論併記となっておりまして、委員会として統一した見解が示されていないということで確認しております。

○新里米吉委員 それから、後で知事公室長が答弁したのでいいのですけれども、最初の答弁で私も不満を持って玉城義和委員に話しましたが、第三者委員会がどのような権限を持つ委員会かという質疑のときに、第三者委員会からの報告も云々ということで、それを受けてやったということは違うのではないかと私は言っていたのです。報告を受けて、県は各部局でも時間をかけて精査をして、埋立承認取り消しをするということだったと思うのです。これは新聞に載っているのです。新聞に書いてあるのに、ここでは答えない。やっと時間がたってから知事公室長が答えるというあり方はいかがかと思いました。それを途中で、誰も言わないものだから、正確にもう一度教えてください。

○町田優知事公室長 初めのころに、委員御指摘のように、第三者委員会の結果報告も踏まえと申し上げた、「も」というところが実は意味のあるところまでございまして、当然ながら第三者委員会の報告をそのままのみにしたわけではなく、第三者委員会から報告があったものについて、当然ながら県はそれを右から左に流すのではなく、内容についてきちんと精査した上で、県としての判断を加えてその結果、取り消しに至ったということまでございまして。

○新里米吉委員 最初からそう言えばよかったのです。今、確認のために質疑しました。それから、69ページの陳情平成25年第151号です。善意かもしれな

いけれども、大きな誤解を持って書いておられる感じを受けます。実は仲井眞県政のもとで、議会で私が質問をして基地担当の副知事が答弁されたときに、県外についての問題で、私の記憶をたどって話しますと、大体大きく3つの点から答弁されていて、1つは、沖縄県に権限がない。2つ目に、国の仕事である。3つ目に、場所探しは沖縄県はしない。こういう趣旨で、答弁をされました。もちろん、1、2、3とは言いません。それを1つの言葉として言った。私も県と同じ見解だと述べたことがあります。ですから、まさにそのことからしても、ここは沖縄県に要求する内容ではなくて、この空港の管理はどこのやっているのが大事なのです。国なのか、神戸市なのか、兵庫県なのか。その管理者が、まずどうするか。管理者に要求すべき内容を沖縄県に要求してきているので、少し見当外れだという感じを受けています。そういう内容のものを沖縄県議会でもとやかに議論するほどでもないかと思うけれども、午前から終始これが取り上げられているものだから。これは本来、この内容であったら、まずは神戸市や兵庫県あたりで十分議論して、普天間飛行場を自分たちのところに誘致しようと神戸市議会あるいは神戸市が言うならともかく、沖縄県があるあなたたちのところは赤字だからそこへ持って行けということは、これはおこがましくも言ってはいけない話なのです。やっちはいけない話だし、大変失礼な話なのです。ですから、ここは神戸市の中で議論をし、神戸市民が了解をする状況が起きたら、それは沖縄県も神戸市と話し合いをしたり、国に話をしたりということになるだろうけれども、これは少し論点がずれている陳情だとまず感じます。ですから、そういったものがここで要請に行くべきではないかという議論は、余り好ましくないと思いましたので、あえて申し上げておきます。

それから、130ページから131ページの陳情第88号です。全般を見て、県議会のこの5年間の意見書とは趣旨が違ふと感じます。私たちは普天間飛行場の閉鎖・撤去・返還という言葉を使ってきましたし、辺野古新基地反対を2012年の2月議会からずっとそれを言い続けてきているわけです。それを全会一致であったり、最近では多数になったり。自民党政権ができて変わってしまったからは、多数決になっていますけれども、少なくともこれとは違ふことを言ってきました。この中で、我々ウチナーンチュとしても認識が少し違ふと思うのは、国内問題として取り扱いなさいと言われても、これまで数十年前から歴代内閣、あるいは大臣の皆さんなど政府関係者が沖縄県に見えて、神妙な態度で沖縄県の皆さんに大変な御苦勞をおかけしていますと。そして基地の整理縮小、負担軽減のために努力しますとずっと同じことを言い続けているわけです。最近は何しろそういう言い方が弱くなっているぐらいです。何十年も言ってきたが、実態はどうなのかと。1972年—今から四十数年前の米軍占有施設は58.8%であっ

た。復帰のとき58.8%で、現在は73.8%になっている。歴代内閣が、自分たちで沖縄県に来て、沖縄担当大臣やら防衛大臣、外務大臣などが沖縄県に見えて言っていることを真面目に取り組まれているのであれば、こういう数字になるはずがない。そして仲井眞知事も、例えばこれまでの日米合意などについては、知事になったときに発言したものが、頭越しだと。仲井眞さんは、頭越しという言葉を使ったのです。2期目のときは、県外と言った。こういう歴史の流れ、そして去る知事選においてはこれまでのあり方を否定する、政府の強硬な姿勢で沖縄に基地を押しつけるあり方を否定する翁長知事が圧勝した。衆議院選挙もこれが大きな争点になって、全国では自民党が圧勝なのに、沖縄県では自民党が完敗した。これが民意だと私たちは言っているのです。そういうことを踏まえるならば、こういう趣旨の陳情が出てくることも驚きなのです。いろいろ考え方がありますから陳情を否定するわけではないですけども、私などはこれまでの議会活動の流れからしても、この陳情には納得できないという立場であることを明らかにしておきたいと思います。

最後に、公有水面埋立承認取消通知書の1ページ目です。先ほど来、いろいろ質疑があります。確かに県職員もそれなりに法に照らしてやってきたのでしょう。ただ、やはり私がこの取り消し処分の理由などを読んで思うことは、ここに書いてある内容まで思いが至らなかったのではありませんか。非常に大事なことが書いてあるのです。埋め立ての必要性。(ア)に書いてあるように、普天間飛行場が、国内の他の都道府県に移転したとしても、抑止力・軍事上のプレゼンスが許容できない程度ではないとか、あるいは、(イ)に書いてあるように、地理的優位性などについて時間や距離、その他の根拠が何ら示されていないとか、こういうことまでは恐らく前県政のもとで検証されなかつたらうと私は思っているのです。ですから、意図的な問題ではなく、どこまで議論を深めるかという違いの中から瑕疵が出てきたのだろうと。しかし、これは非常に大事なことで、沖縄県に基地をつくらせるのかどうかは県民の合意が得られていない。以前は、私たちも全会一致で反対したのです。あの自民党政権ができた後の沖縄県選出の5名の国会議員が座らされている姿を見たら、みんなはらわたが煮えくり返る思いをしました。ほかの政党のことだけれども、非常に我慢できない。あれは沖縄県民の怒りに火をつけたようなものだったと思います。こういうことをやって押しつけられたのです。そこまでは考えが及ばなかつたのだろうと思います。しかし、第三者委員会はそこまで踏み込んできた。しかし、この(イ)は県で指摘してきたことなのです。これは県外と言ったときに、沖縄県の知事公室基地対策課が一生懸命つくったものの中身です。2や3も含めて私たちが指摘をし、あるいは沖縄県も指摘をしてきた。前の県政の

中でも指摘をしてきた。県外と言っているときに指摘をしている。県知事がやめてから言わなくなったけれども、少なくとも仲井眞県政自体もかつては指摘をしてきた内容で、それがどういうわけか見落とされてしまった。それを第三者委員会が改めて指摘をした。私はこういうことなのだろうと思っています。ですから、知事公室長がおっしゃったように、職員の処分ということではないと。しかし、やはり瑕疵があるということなのだろうと私は理解していますけれども、知事公室長いかがですか。

○町田優知事公室長 私どもが申し上げたいことを委員がほとんど代弁していただきました。まさしく私どもの考えもそのとおりでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 幾つか質疑をさせていただきたいと思います。

まず、保健医療部にお聞きしたいです。27ページから28ページの陳情平成25年第25号の2、それから43ページの陳情平成25年第76号の処理概要についてです。国務省が報告している報告書の内容について精査をするとともに、環境部と保健医療部にかかわりがあるかと思えますけれども、私は、今、これを精査し直す時期ではないかという見解を持っています。その理由は、最近になって、たしか米国で沖縄県における被害状況と米軍人に対する補償を認めたという事案があったと思うのです。例えば28ページの処理概要で、米国防省が公表した報告書にはオレンジ剤の関連性、または沖縄県への運搬、使用、埋蔵等の記録は、発見されなかったとしておりますとあります。43ページにも同じような処理概要があります。しかし、そこで被害を受けた人に対する補償を決定したと最近あったと思えます。そうすると、なかったということが通るのか。ですから、今まで言われていることを沖縄県独自で報告書の見直しといいますか、本当に報告書にあるとおりなのかを含めて、見直す時期ではないかという見解を持っていますけれども、いかがですか。

○運天修基地対策課長 委員がおっしゃっていることは、多分8月に報道があった、退役軍人申立委員会での認定の件だと思います。報道を受けまして、県は外務省沖縄事務所に内容について事実関係を照会しているところですがけれども、今のところまだ回答はございません。また、申立委員会のホームページ等でこれまで公表されてきておりますけれども、この事案についてはまだ公表さ

れておりませんので、引き続き情報の確認に努めたいと思っております。

○比嘉京子委員 慎重にやられることに異議はありませんけれども、私は現象的なことも含めて、報告書の内容等に問題が生じているのではないかという見方をしつつあります。県民に対する被害等も含めて懸念事項なので、私はやはりうのみにするべきではないということも含めて、ぜひできるだけ早急に検討をお願いしたいと思います。もう一点は、先ほど報告書に関して新里委員からありましたけれども、私は承認取り消し処分の理由の（ア）、（イ）についてありますが、たしか前知事のときに、余り公表はされていないのですけれども、なぜ辺野古が唯一なのかという質問がかなり繰り返されていますよね。その事実がかなりあると思いますけれども、いかがですか。抑止力という面からしても、それから地理的な面からしても、前知事時代に沖縄防衛局に対して普天間飛行場の代替地がなぜ辺野古なのかと何度も問い合わせをしているのです。知事公室長、この事実はどうですか。

○町田優知事公室長 海兵隊の役割であるとか、あるいは抑止力であるといったことについて、防衛省から説明をいただきまして、それに対して2度ばかり県から質問をして、その回答をいただいた経緯がございます。

○比嘉京子委員 その回答の中身をもって、唯一の解決策はやはり辺野古だという見解について県はどのように認識されていますか。あの回答は十分な回答であったという理解なのか、それともあれでは不十分であったという理解なのか、どちらでしょうか。

○町田優知事公室長 県の見解は、海兵隊の抑止力あるいは役割について防衛省の説明は不十分であったと当時から申し上げてきたところがございます。

○比嘉京子委員 私は、公有水面埋立法における承認、不承認の問題で前知事がとられた行為そのものには、ある意味で余り公開されていないけれども、前知事公室長時代はかなりそういう質疑応答をしているわけです。結果として、その回答が十分得られていない。なぜここなのかという論拠がない。そういう中で承認をしたということが、私は公有水面埋立承認に隠された前知事の問題点であると認識しています。それは事実として、沖縄県独自の考え方として、そういうやりとりの中で国土利用上の観点からも含めて、ここにつくらなければならないという根拠を、沖縄県自身が持っていなかったという理解でよろし

いですよね。

○町田優知事公室長 防衛省の説明に対して、了解したことはございません。

○比嘉京子委員 このことはぜひとも明らかにしておく必要があるのではないかと思って、質疑をしております。それともう一点。今、我々がヘリコプターであろうと飛行機であろうと、墜落等があった場合、これは皆さんが129ページ、陳情第86号相次ぐ米軍ヘリ墜落事故に関する陳情等を含めて、頻発する米軍機の事故がありますけれども、それについて皆さんの回答は、事故の原因究明そして再発防止、さらに、それがわからない限り飛行を控えろという言い方でずっと来ていると思いますけれども、原因についての報告は、どれぐらい報告があり、航空機事故調査委員会等も含めて短期間で早々に出てくるとは限りられないかわかりませんが、今までの事故に対する回答を得た事例はありますか。

○運天修基地対策課長 復帰後の航空機関連事故につきましては、平成10年7月に起きたUH1ヘリコプター墜落事故以降、9回ほど事故原因について公表されております。

○比嘉京子委員 今、皆さんが求めているまだ回答が来ていないものは、どのぐらい抱えていますか。

○運天修基地対策課長 直近では8月にありましたMH60ヘリコプターの着艦失敗事故については、まだ報告がございませんけれども、平成25年8月にありましたHH60ヘリコプター墜落の際の事故原因については公表されております。

○比嘉京子委員 公表された段階で、県として対応策は何かとられているのでしょうか。こういう原因でしたと伝わってきたときにです。たしか、最低でも年1回は落ちていると思うのです。そういう状況の中で、原因が伝えられたその次に、それで大体は幕引きという状況なのですか。それともその後何らかのアクションが起こされているのでしょうか。

○町田優知事公室長 当然ながら、米側あるいは沖縄防衛局からの原因についての通知を受けた上で、その原因をもとにどのような安全策を講じるのか、あ

るいは講じてほしいということは申し上げております。

○比嘉京子委員 今回の国に対する申し出も含めて、戦後70年間の云々ということもありますけれども、先ほど新里委員もおっしゃいましたが、米軍基地は復帰時において58.8%であったということがあります。例えば、50年代、60年代はもっと低いのです。70年代の58.8%から現在は74%といわれているわけですが、そもそも航空機事故も含めて沖縄県民がどれだけ生命を危険にさらされているかということ、それは訴えていく材料になるのだろうとは思っております。その間、人身事故にならなかったことが非常に大きな幸いを喫しているのではないかと思います。この間の国連における政府の反対意見にも見られましたように、言ってみれば人権的な感覚があるのか疑わしい内容であったと同時に、いわゆる米軍基地問題が人権問題ではないという理解のもとでの反論でしたよね。この委員会で言うことはすぐわないであるとか、合わないであるとかといった反論は、知事が国においては領土として見ていないというところにも通底するのではないかと思いますけれども、我々が外務省に行っても、日本の安全のために重要であるという認識を示されるのです。そこが、我々とギャップがあると思います。では沖縄県民の安全性はどうなるのでしょうかと畳みかけて聞いてみたところ、外務省では、沖縄県民も守っているのですとまでおっしゃるのです。そのギャップは、事件・事故を含めて基地問題から発生する問題の捉え方がかなりギャップがあるのか、わかりつつ押し込めているのか、そこら辺がなかなかはかり知れないところがあります。そういうところは少し難しい話ではありますが、沖縄県が世論と日本政府に対して、そこら辺にどのように迫るのかを少しお聞きしたいと思います。

○町田優知事公室長 知事は、この間の国連の人権理事会への出席それから訪米要請、あるいはそれ以外にもさまざまな記者会見やメディアを通して沖縄県が置かれている状況などをあらゆる機会を通して発信しております。この基地問題につきましては、現在、国と辺野古の問題について行政不服審査法あるいはその法令上の手続の中でさまざまなやりとりをしておりますけれども、最終的には政治的にどうするのがか問われているかと思います。したがって、これは日本国内の世論、国民の世論を動かさないことにはなかなか沖縄県の基地問題は動かない、私どもとしてはそのように理解しておりますので、これからも国民世論にどうやって訴えていくのか、それは私ども大事な仕事として、事務局で取り組んでいきたいと思っております。

○比嘉京子委員 もう一点、提案ですけれども、先ほどから言っている環境問題に対しての今回の日米地位協定の補足協定も含めて、米国現地における米軍基地のあり方と基準的には、我々に対してやっていることは二重基準ですよ。私たちには許されるけれども、現地では許されない。このことが一貫して、オスプレイの配備についても言えることですし、ハワイで検討したけれども環境問題があつて沖縄県に来たと、ぎりぎりまで隠していたということも踏まえますと、米国でできないことが沖縄県でできるということは、日米両政府における二重基準として沖縄県がその場所であるということはどう発信するのか。そのことも発信の仕方として重要ではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○町田優知事公室長 私も知事訪米に同行した際に、ハワイで現地の基地も見てまいりました。現地の司令官の話によりますと、周りの住民—当然ながら米国民ですけれども、その方たちとかなりいろいろな形で接触して意見交換しているという状況について説明を受けております。それに対しまして、なかなか沖縄県あるいは日本では基地司令官と周辺住民あるいは市町村、県とのコミュニケーションがなかなかとられていませんし、その基地運用についても県民、国民がなかなか口を挟むことができない状況がございます。したがって、その状況を打開するといいますか、何とか動かすためには、やはり法制度として日米地位協定の抜本的な見直しということからのアプローチが最終的には必要なのではないかと考えております。

○比嘉京子委員 米軍基地の米国における運用と日本におけるの運用の違いを知事公室長は感じられたと言いますが、もう一点だけ。これは、我々が米軍基地関係特別委員会で三沢市や岩国市を視察したときに、あちらで沖縄県ほど問題になっていない理由の一つに、例えば深夜・早朝に飛ぶときには、数日前に通告があるそうなのです。ですから、日本の中においても二重基準だと思うのです。それは沖縄県ではあり得ないのです。ですから、私はやはりこれは日本政府における二重基準と米国とそれ以外の地域、日本もあるかもわかりませんが、両方の意見から、一番最悪な扱い方を押しつけられているのが沖縄県ではないかと感じております。そういうことも含めて、私はただ沖縄県に押しつけられているのだと、これだけ多いのだということだけでも訴える力になるけれども、その内実についても今後は大いに意識的に発信をしていくということが求められているかと思っておりますので、ぜひとも酌み取りいただいて、御検討いただければと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 現場のことだから、少し具体的になるとと思います。臨時制限区域がありますよね。これは官報で報告されておりますけれども、官報の報告を説明していただけますか。これは129ページ、陳情第86号の日米地位協定を抜本的に見直すこととの関係です。

○池田竹州基地防災統括監 キャンプ・シュワブ水域の使用条件及び一部水域の共同使用で、使用条件の変更の概要としてまして、まず水域範囲としまして、既存のキャンプ・シュワブ水域の第1区域から第5区域のうち、普天間飛行場代替施設埋立工事等の施工区域の外周に囲まれる区域を、常時立ち入りが禁止される臨時制限区域に変更しております。詳細は図面での説明が行われております。あと、使用目的としまして、陸上施設及び普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安並びに水陸両用訓練のためと。その他としまして、その期間は普天間飛行場代替施設の工事完了の日までとなっております。

○吉田勝廣委員 これは日米地位協定の第何条に基づくものですか。具体的にはどこで決められたのですか。

○町田優知事公室長 日米地位協定第2条に基づくものであると理解しております。

○吉田勝廣委員 合意をしたということは第何条に基づいているのですか。

○運天修基地対策課長 日米地位協定の第25条に基づいて、日米合同委員会で決定されております。

○吉田勝廣委員 そこが問題だと思うのです。要するに、これは基地拡張ですよ。日米合同委員会で基地はどこでもつくれるのか。例えば、臨時制限区域で普天間飛行場代替施設の埋め立てで保安をするから、水陸両用訓練をするからと条件がついていますよね。そうすると、これは基本的には基地の拡張だと思いませんか。

○町田優知事公室長 その土地なり、水域なりを使用する権限を取得した上で、

日米合同委員会の合意で使用施設及び区域が決定されるということでございます。

○吉田勝廣委員 その合意の経過です。漁業協同組合とやるのか、あるいは名護市とやるのか。そこにある自衛隊はどうなるのか、沖縄県はどうなるのかという問題です。もともとは制限区域ではないから、その地域を全部通りますよね、それで臨時がついているのです。そこにまた入ると、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法一刑特法が適用できますか、できませんかということに発展していくわけです。そういうところはきちんと今対処しておかないと、全て臨時で拡張して、陸も拡張。日米地位協定第25条による日米合同委員会で日米が合意して、ある程度の農地とかあるいは森林、山でもそういうことが可能なのか。逆にいうと、北部訓練場は基本的には国有地ですよ。国有地であれば国のものだから、日米が合意すればそれができますかということ。ですから、限りなく発展していくのです。簡単なものではありません。私が言っていることは、そこへの注意力が足りないのではないかといつも思っているのです。それは非常に気をつけないと、日米地位協定第2条で共同使用だからと。もともと共同使用とは、基地があるところを共同で使用しようということなのです。基地がないところを共同使用ということは、基本的にあり得ないことです。日米で、例えば今までは米軍基地だったものを自衛隊が使用しよう、あるいは自衛隊基地だったところを今度は米軍が使用しようということが日米地位協定第2条の趣旨なのです。今の場合は漁民が持っている漁業権、あるいは日常的に県民が使用しているところを臨時制限区域にしてしまったのです。それとも全てが制限区域だったのですか。

○運天修基地対策課長 臨時制限区域として指定された場所は、第3区域といまして、訓練水域の一部です。

○吉田勝廣委員 そこは、基本的に県民が自由に航行していたのでしょうか。

○運天修基地対策課長 条件としましては、船舶の停泊、係留、投錨、潜水及びサルベージ並びにその他の継続的な行為は許可しない。ただし、本水域の使用を妨げない限り、漁業を制限しないという条件となっております。

○吉田勝廣委員 私も瀬嵩の人から聞いたら、自由航行できましたと言っているのです。そういうところを平気で臨時制限区域にして、勝手に基地を拡張するといえますか、そういうところは非常に危険性を持っている。そこはお互いに気をつけるべきではないかとだけ言っておきます。例えば、そこに入ると刑特法が適用されるかされないか、難しいですね。

○町田優知事公室長 調べてみないとわからないところでございます。

○吉田勝廣委員 次に、軍警の件です。日米地位協定上、軍が施設管理をする部分については軍が管理権を持っているので、軍が雇用している人たちに対しては警察権を付与することができる—いわゆる警察権を与えるということです。これは日米も了解をしている。拳銃を持つわけです。今、現場では軍の警備員が写真を撮ったりしているのです。これについても、一般質問でやりましたけれども、基地の中から外をずっと監視しているのです。こういう権利を付与されているのか、警察権とはどこまで付与されているのか。拳銃を持つということは、例えば普通の警察官だと拳銃携帯の訓練を受けているのです。私が言いたいことは、警備の労務契約があり、拳銃の携帯があり、基地からどういう形で外側を監視することが可能かどうか、こういうところをきちんと調べてもらいたい。これは日米地位協定だから皆さんの仕事だと思います。いかがですか。

○町田優知事公室長 御質疑があった内容については、私どももその都度、沖縄防衛局に照会しております。沖縄防衛局からは回答があるものもございまして、その点については具体的には答えられないといった回答もございまして。

○吉田勝廣委員 具体的に回答できないといっても、向こうは具体的に行動しているのです。そこをいっているのです。具体的に行動しているのに、具体的に答えられない。あるいは拳銃を使用する条件、これは労務契約なのです。拳銃を持たせるということは、使いなさいということなのです。いつ使うのか。警察官は拳銃をいつどのように発砲できるかできないか勉強しているので持っています。そういうところを皆さんが、これからいろいろなことで摩擦が生じてくると、どこまでそういうことができるのか、あるいは制限できるのかをやっておかないと。なぜかといいますと、本土ではパスポートのチェックなどの単なる警備なのです。もちろん拳銃は持っていて弾は入っていなかったり。きょうも私は、この拳銃に弾は入っているのかと聞いたが答えませんでした。

ですから、そういうところを一から十までチェックしておかないと、もし仮に不慮の事故が起きたときに、この責任関係はどうするのかということが出てきますので、労務契約と、今、警備員が何名いて。逆に、こうした運動がもっと大きくなってくると、警備員100名、150名、200名採用するかは国が全て裁量権を持っているのです。その辺はどうなのか。日米地位協定は外務省の関係であり、沖縄防衛局は労務契約を結んでいるだけです。その2つをやらなければ、うまくいかないのではありませんか。これは強引にやらなければ、大変なことになります。

○運天修基地対策課長 銃の使用につきましては、政府によりますと、昭和27年の12月20日に開催されました日米合同委員会の合意におきまして、日本人警備員に関する取り決めを行っております。その中で、米軍が使用中の施設及び区域内で必要最小限度にとどめ、武器の使用は刑法第36条第1項の正当防衛及び第37条第1項の緊急避難に該当する事態が発生した場合に限られると。かつ、武器の取り扱いに関しては、米軍当局が責任をもって取り締まることになっているという答弁がございました。

○吉田勝廣委員 問題は、詳細です。どこまで正当防衛と認められるかということがありますよね。これは警察官職務執行法に書かれているのです。私が言っていることは、そういうところなのです。ですから、拳銃を使用するときどういう条件があって使用するのか。正当防衛だと抽象的ですよね。武器使用規定はちゃんとあるのです。持たせる以上、私たちはそこまで踏み込まなければなりませんということを行っているのです。こういうものは沖縄県だけのケースが多過ぎるのです。労務契約があり、武器の使用があり、それから基地内からの監視活動がある。また、彼らは武器を持っての車両での移動がありますよね。要するに、武器を持って基地の外に出たときはどうなりますか。基地内では携帯が許されるけれども、外に出たときの彼らの身分はどうなりますか。拳銃不法所持として逮捕されますか。現場はその辺が一番厳しいのです。

○運天修基地対策課長 基本的に駐留軍労働者については国内法が適用になりますので、基地外で銃等を携帯した場合は逮捕の対象になるものと思われま

○吉田勝廣委員 これはぜひ調べてください。それから3点目。沖縄防衛局との労務契約の関係がありますよね。今、警備している民間の警備会社との契約内容について、一般質問での答弁では回答がなかったと。それならば誰でも

きるのです。やはり彼らも仕事をしている以上、私たちもそこで運動している以上、いろいろなことがそこで発生するのです。彼らは24時間辺野古の基地の正門に立っているのです。すると、軍警はどういう仕事をするのか。民間の警備会社、軍警、米兵、この3つで基地の警備をやっているのです。そうすると、契約内容も明らかにしなければならないでしょう。24時間ゲート前を警備すること自体が少し変だと。その内容はきちんと明らかにしてください。これは当然だと思います。どういう権限を持っているか、軍警とどこが違うのか。彼らは軍警に従うのか、それとも沖縄防衛局の命令に従うのか、県警察に従うのか、指揮系統をはっきりさせてください。日米地位協定上の問題があるのかなのか。基地内に入っているのも単なる民間会社の警備とは違うと思います。民間会社で警備をしているものと違うのか、違わないのか。この辺の法的なことをきちんとすべきではないかと思います。ただ沖縄防衛局が答えられません、民間会社が答えられませんかではおかしいでしょう。ここは明らかにしてもらいたい。知事公室長、頑張ってください。

○町田優知事公室長 沖縄防衛局あるいは外務省からなかなか回答が得られない状況がありますので、その辺は我々としても質問の仕方などをいろいろ考えながら、何とか情報を収集できるよう頑張っていきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件、軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る6月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

知花幸順刑事部長。

○知花幸順刑事部長 本年6月から9月末までの米軍構成員等による刑法犯の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は、10件14名、前年同期比プラス2件、プラス6名となっております。

罪種別では、凶悪犯（強盗致傷等）が3件4名、前年同期比プラス3件、プラス4名、粗暴犯（傷害）が1件1名、前年同期比、同数で増減なし、窃盗犯が6件9名、前年同期比プラス1件、プラス4名、その他がゼロ件ゼロ名、前年同期比マイナス2件、マイナス2名となっております。

なお、3件の強盗致傷等の凶悪犯について、1件目は、5月24日、那覇市久茂地において発生した米軍人2人組が仮睡者から現金を強取した強盗致傷事件で、6月6日に被疑者1名を通常逮捕し、他1名は任意捜査の後、6月25日に那覇地方検察庁に送致しております。2件目は、8月12日、うるま市字江洲において発生した軽自動車を強取した強盗致傷事件で、被疑者の米軍人を発生後、間もなく緊急逮捕しております。3件目は、8月29日、北谷町字桑江において発生したタクシー運転手を被害者とする強盗事件で、被疑者の米軍人を発生直後に緊急逮捕しております。検挙した被疑者については、那覇地方検察庁に送致しております。

以上でございます。

○新垣清涼委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

渡真利健良交通部長。

○渡真利健良交通部長 平成27年6月から平成27年9月末までの米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

平成27年6月から平成27年9月末までの米軍構成員等による交通人身事故につきましては、47件発生し、前年同期と比べ1件減少しております。

なお、9月中の米軍構成員等による交通人身事故につきましては、速報値であります。また、同期間における交通死亡事故の発生はございません。

以上でございます。

○新垣清涼委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、6月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 先ほど刑事部長から、送検しているという説明がありますけれども、送検した者のうち何件が起訴されたかわかりますか。

○知花幸順刑事部長 凶悪事件の那覇市での強盗致傷事件につきましては、2名の被疑者がおりまして、逮捕した1名は嫌疑不十分で不起訴、もう一人の実行犯は7月16日に起訴されております。2件目のうるま市での自動車の強盗につきましては、9月3日に公判請求されております。沖縄市におけるタクシー乗務員を暴行した件につきましては、9月10日に起訴猶予処分となっております。ほかの傷害事件は略式罰金で、残りの窃盗のほとんどは少年による万引きでございまして、これは起訴猶予あるいは日本側の裁判権を行使しないで米軍の保護者による監督処分となっております。

○嘉陽宗儀委員 一般的にこの種の事件は余り処罰しないという傾向があると思えますけれども、これは刑事部長の責任ではありませんので、刑事部長は犯罪が起こったらびしびし取り締まって送検をしてください。それから、犯罪の発生率ですけれども、基地内居住の人たちと基地外居住の人たちの区別はやられていますか。

○知花幸順刑事部長 基地内居住・基地外居住の区別はなされておりません。

○嘉陽宗儀委員 基地外居住についても、日米地位協定上これはおかしいということで、私はずっとこの問題を取り上げています。軍事基地というものは外国です。沖縄県内に民間人が入ってくるときには、ちゃんと入国審査を受けなければならないのに、受けなくていい。どこに住んでもいいのかといたら、米軍の場合は日米地位協定上許されているのでやってもいいと。そんなおかしいことはないのではないかといたら、日米地位協定上住めないという禁止条項はないから禁止できませんという言い方です。これは、今も同じですか。

○知花幸順刑事部長 嘉陽委員の答えになるかわかりませんが、警察が捜査をして事件送致する場合は、住居ではなく所属部隊をもとに事件送致して

いるのが現状でございます。

○嘉陽宗儀委員 基地外居住してもいいという根拠は調べておいてもらえますか。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 非常に気になったのが、5月24日に那覇市で発生した事件なのですけれども、そのころに書かれた新聞の内容を読みますと、基地周辺が非常に厳しくて、軍人・軍属の方々が那覇市内の社交場に行ってそこで朝まで飲むという状況があって、どうも那覇市に来つつある傾向があるというような報道がありました。もちろん、皆さんは事件発生後、現場での未然防止といいますか、基地周辺で警らしているMPといいますか、みずからの兵隊を取り締まって、基地内から目を光らせる方もいますが、結局は基地周辺だけにとどまっていて那覇市まで及ばない。そうした場合の対策といいますか、県警察とMPとの相互のやりとりまでは及ばないのか、その辺の事情はどうなのでしょう。

○知花幸順刑事部長 犯罪発生の関係ですけれども、去年1年間で全国で発生した米軍人事件の半分が沖縄県で起きています。さらにその半分は沖縄警察署管内一沖繩市、北谷町美浜でございました。数字では、去年は29件発生しておりますので、全国で60件発生したうちの約30件は沖縄県、そのうちの15件は沖縄警察署管内です。ことし、現在の統計をとってみますと、沖縄県が約40%近く、那覇署管内が25%近くにふえています。県警察独自としては傷害事件警ら隊ということで、英語の堪能な警察官をパトロールカーに乗せて基地のあるところを警戒しております。もちろん、那覇市にも入ってきます。今度は米軍との関係ですが、県警察と米軍の共同によるパトロールは、県警察としては認めておりません。生活指導のための巡回一基地周辺で早く帰りなさいといった巡回については、米軍が警察権を行使しない範囲でやっております。それについても認めたわけではありません。犯罪がなくなれば相対的にいいことではないかということで、積極的に認めるとか認めないとかはしておりません。

那覇市内でやりたいという申し入れがあったみたいですが、現実的にはまだやっていないみたいです。今やっているのは基地周辺一沖繩市、金武町でございます。

○仲宗根悟委員 今、やりたいという話は米軍側ですね。県警察側からすると、警ら中の生活指導はやっていないということでしょうか。

○知花幸順刑事部長 向こうがやる話であって、県警察から一緒にやりましょうということはあり得ません。こちらとすれば、好ましくはないけれども、警察権を行使せずにはすぐ110番してくださいという条件で—やってくださいという話でもないし、やってもいいですという許可もしておりません。現実的にはやられていないということです。

○仲宗根悟委員 専ら警らをして、警察官がいるよということを見せることしかできないのか。

○知花幸順刑事部長 要するに日本国ですので、沖縄県では県警察が主体的に取り締まらなければならないのです。一生懸命特別チームをつくって回っておりますので、結構事件も検挙されているのが現状です。また、特別に基地のある金武町、北谷町などの近辺では、いわゆるコートシー・パトロールを昔からやっているという状況でございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、6月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。
陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。
休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情60件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼